

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% =30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

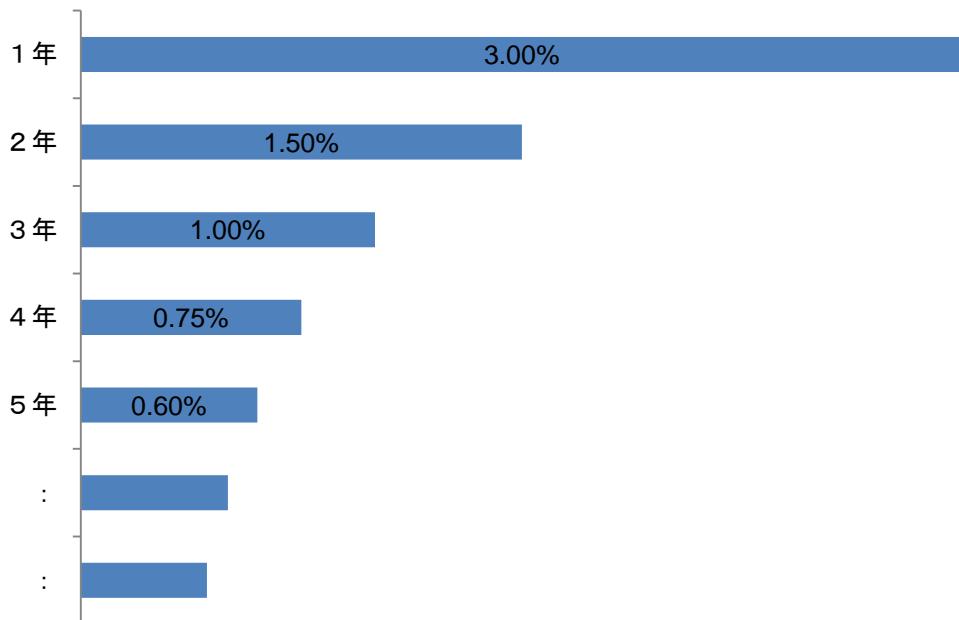
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

投資信託説明書 (交付目論見書)

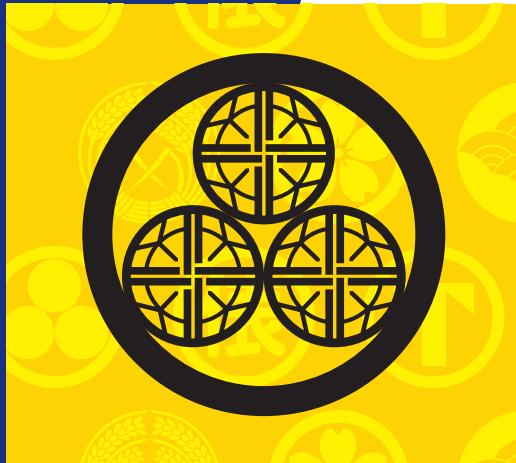
使用開始日

2021年7月13日



たわらノーロード 先進国株式 <為替ヘッジあり>

追加型投信／海外／株式(インデックス型)



商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ^{※2}	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 ^{※1})	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	その他 (MSCIコクサイ・インデックス (円換算ベース、配当込み、 為替ヘッジあり))

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

この目論見書により行う「たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2021年7月12日に関東財務局長に提出しており、2021年7月13日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

【委託会社】[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号

設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2021年4月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:18兆5,569億円
(2021年4月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

<http://www.am-one.co.jp/>

【受託会社】[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式に実質的に投資します。
- 実質外貨建資産については、原則として対円での為替フルヘッジを行います。

※当ファンドにおいて、為替予約取引を活用し為替ヘッジを行います。

※MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり)への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

2 ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

- ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。
- ご換金時に換金手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

3 年1回決算を行います。

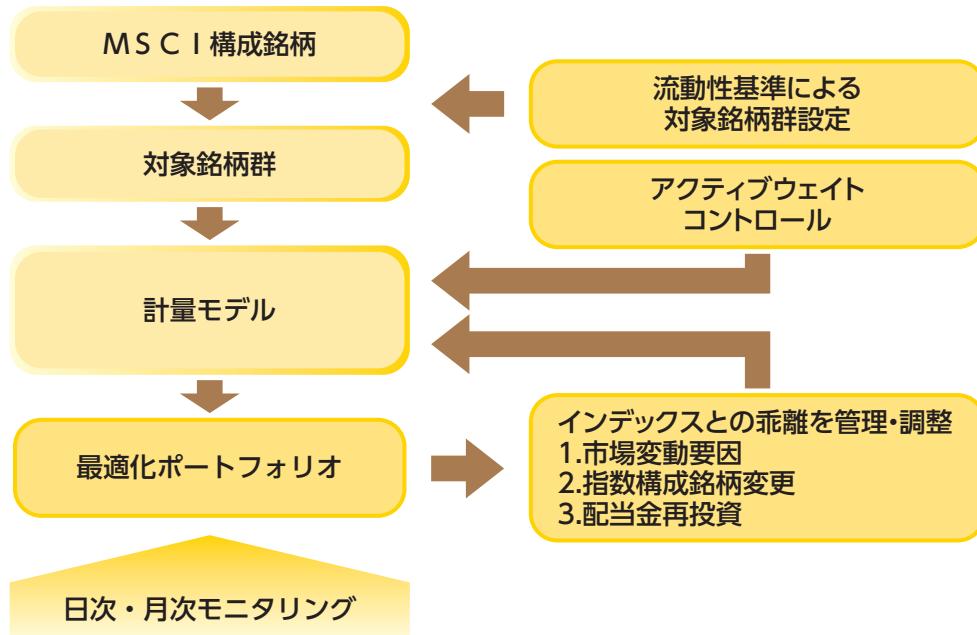
- 毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



ファンドの目的・特色

運用プロセス

流動性を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。

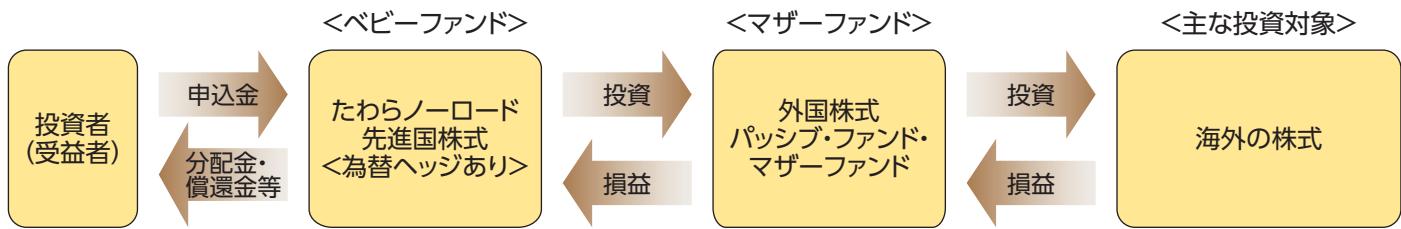


※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。





ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

- ・マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ マザーファンドの概要

ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
主要投資対象	海外の株式
投資態度	<p>①主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>②株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>③組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。</p>

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

指数の著作権等

MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。

当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

為替 リスク

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかるごとにご留意ください。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

●収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこととで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

●当ファンドはMSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり)に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流入入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにズレが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

●当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

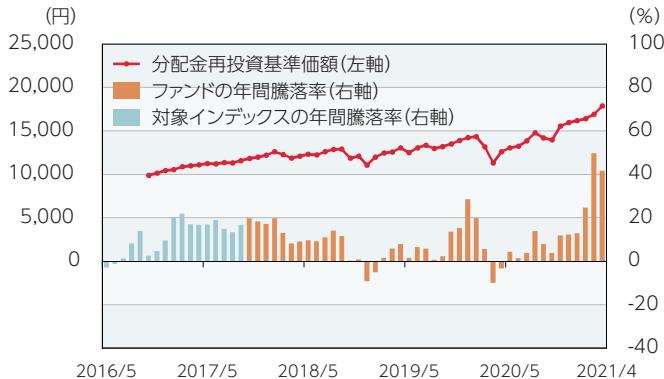
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



投資リスク

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率がない期間については、連動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。

*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*ファンドの対象インデックスはMSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり)です。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*ファンドの年間騰落率がない期間については、ファンドの年間騰落率に代えて対象インデックスの年間騰落率を用いて算出・表示していますので、ファンドの実績ではありません。

*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指數化したもので、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など指標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関する一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

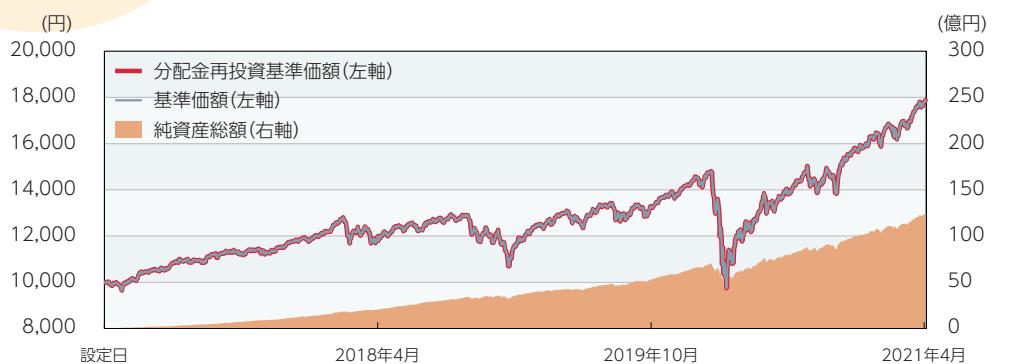
(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2021年4月30日

基準価額・純資産の推移 《2016年10月3日～2021年4月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2016年10月3日)

分配の推移(税引前)

2017年10月	0円
2018年10月	0円
2019年10月	0円
2020年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国株式パッジ・ファンド・マザーファンド	99.13

■外国株式パッジ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	94.87
内 アメリカ	65.47
内 イギリス	4.24
内 カナダ	3.45
内 フランス	3.28
内 スイス	3.15
内 その他	15.28
投資信託受益証券	0.18
内 オーストラリア	0.13
内 シンガポール	0.05
投資証券	1.99
内 アメリカ	1.83
内 フランス	0.05
内 イギリス	0.05
内 香港	0.04
内 カナダ	0.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.97
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	4.18
2	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	3.34
3	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	インターネット販売・通信販売	2.73
4	FACEBOOK INC	株式	アメリカ	インターネット・メディアおよびサービス	1.46
5	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	インターネット・メディアおよびサービス	1.33
6	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	インターネット・メディアおよびサービス	1.32
7	TESLA INC	株式	アメリカ	自動車	0.95
8	JPMORGAN CHASE & CO	株式	アメリカ	銀行	0.87
9	JOHNSON & JOHNSON	株式	アメリカ	医薬品	0.80
10	VISA INC	株式	アメリカ	情報技術サービス	0.74

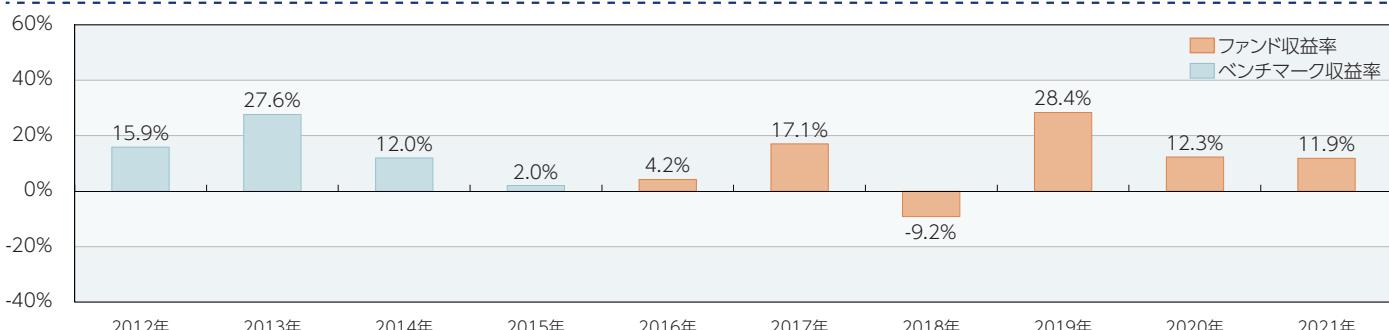
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	3.02

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	ソフトウェア	6.90
2	銀行	6.09
3	インターネット・メディアおよびサービス	4.60
4	情報技術サービス	4.59
5	コンピュータ・周辺機器	4.50

年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2016年は設定日から年末までの收益率、および2021年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※2015年以前は、ベンチマークの收益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり)」です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払ください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2021年7月13日から2022年1月12日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日　　・ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2016年10月3日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 ・対象インデックスが改廃された場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。また、販売会社によっては非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
その他	確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用														
購入時手数料		ありません。												
信託財産留保額		ありません。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用														
運用管理費用 (信託報酬)		<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.22%(税抜0.20%)以内 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>2021年7月12日現在は、年率0.22%(税抜0.20%)になります。配分は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th><th>内訳(税抜)</th><th>主な役務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>年率0.09%</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>年率0.09%</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>年率0.02%</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.09%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.09%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
支払先	内訳(税抜)	主な役務												
委託会社	年率0.09%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価												
販売会社	年率0.09%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価												
受託会社	年率0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価												
その他の費用・手数料		<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 信託事務の処理に要する諸費用 外国での資産の保管等に要する費用 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2021年4月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」または非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「愛称:つみたてNISA(つみたてニーサ)」(いずれかの選択)、および未年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO



投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日
2021年7月13日



たわらノーロード 先進国株式 <為替ヘッジあり>

追加型投信／海外／株式（インデックス型）

■この目論見書により行う「たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2021年7月12日に関東財務局長に提出しており、2021年7月13日にその効力が生じております。

■「たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <http://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメント0ne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 菅野 晓
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	5
第 1 【ファンドの状況】	5
第 2 【管理及び運営】	41
第 3 【ファンドの経理状況】	48
第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	114
第三部 【委託会社等の情報】	116
第 1 【委託会社等の概況】	116
約款	145

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

たわらノーロード 先進国株式＜為替ヘッジあり＞
(以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）
信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2021年7月13日から2022年1月12日まで

※ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っています。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができます。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ②当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり） に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式に実質的に投資します。
 - 実質外貨建資産については、原則として対円での為替フルヘッジを行います。
- ※当ファンドにおいて、為替予約取引を活用し為替ヘッジを行います。
- ※MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- ※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

2 ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

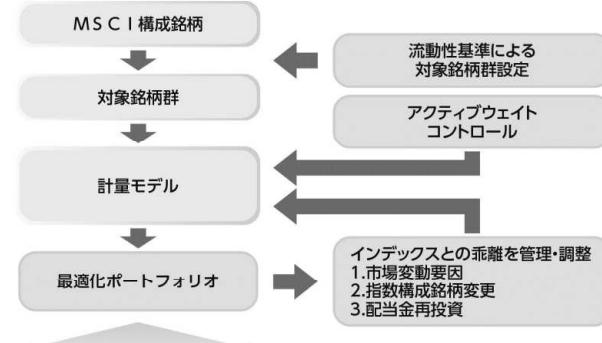
- ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。
- ご換金時に換金手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

3 年1回決算を行います。

- 毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

運用プロセス

流動性を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

指数の著作権等

本ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCIの関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的であると默示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か默示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または默示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
	国 内	株 式	
単位型投信	海 外	債 券	インデックス型
		不動産投信	
追加型投信	内 外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海 外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株 式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル			
一般		(日本を除く)			
大型株	年2回				
中小型株					
債券	年4回	日本	ファミリー	あり	日経225
一般	年6回	北米	ファンド	(フルヘッジ)	
公債	(隔月)				
社債		欧州			
その他債券	年12回				
クレジット属性 ()	(毎月)	アジア			TOPIX
不動産投信	日々	オセアニア		なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式))	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ		その他 (MSCI コクサイ・ インデックス (円換算ベース、 配当込み、為替 ヘッジあり))
資産複合 ()		中近東 (中東)			
資産配分固定型					
資産配分変更型		エマージング			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

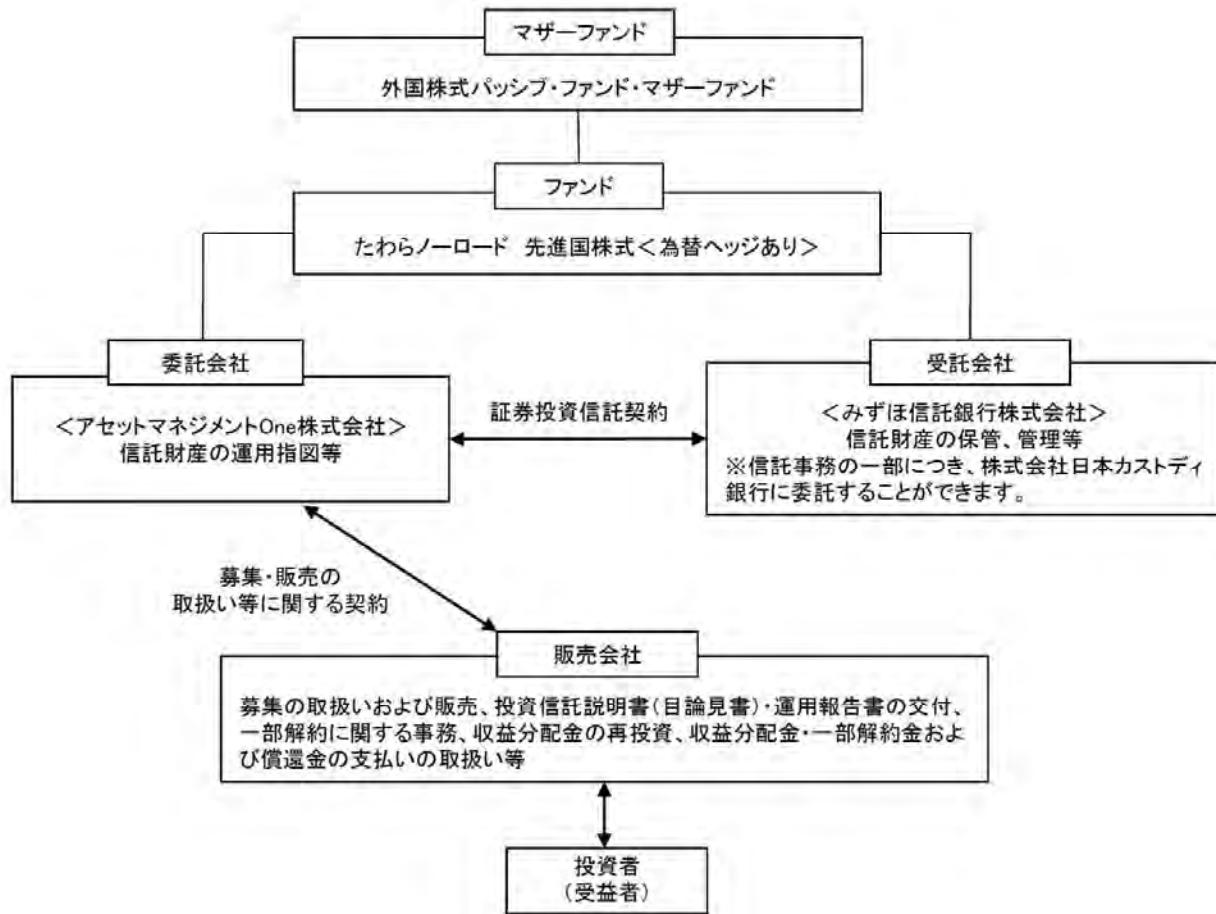
その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 (注) 商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（株式））に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を除く)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
その他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年10月3日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

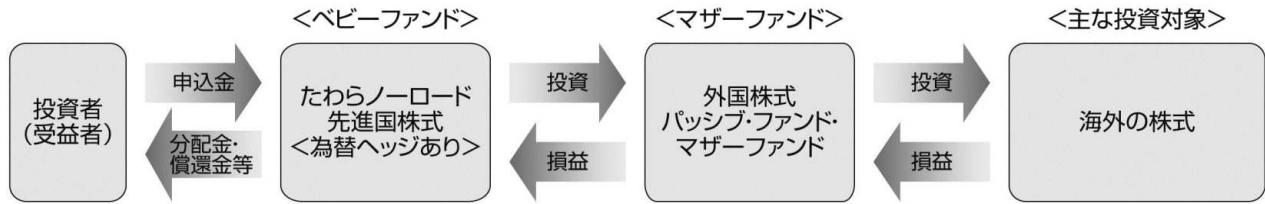
・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2021年4月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D IAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D IAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2021年4月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ^{※1}	70.0% ^{※2}
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ^{※2}

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

＜基本方針＞

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜投資対象＞

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

＜投資態度＞

- ①外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として海外の株式に実質的に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり）に連動する投資成果をめざします。
- ②MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④実質外貨建資産については、原則として対円での為替フルヘッジを行います。当ファンドにおいて、為替予約取引を活用し為替ヘッジを行います。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

(2) 【投資対象】

- ①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

- ②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
 8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書

のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の株式を主要投資対象とします。
投資態度	①主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ②株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ③組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

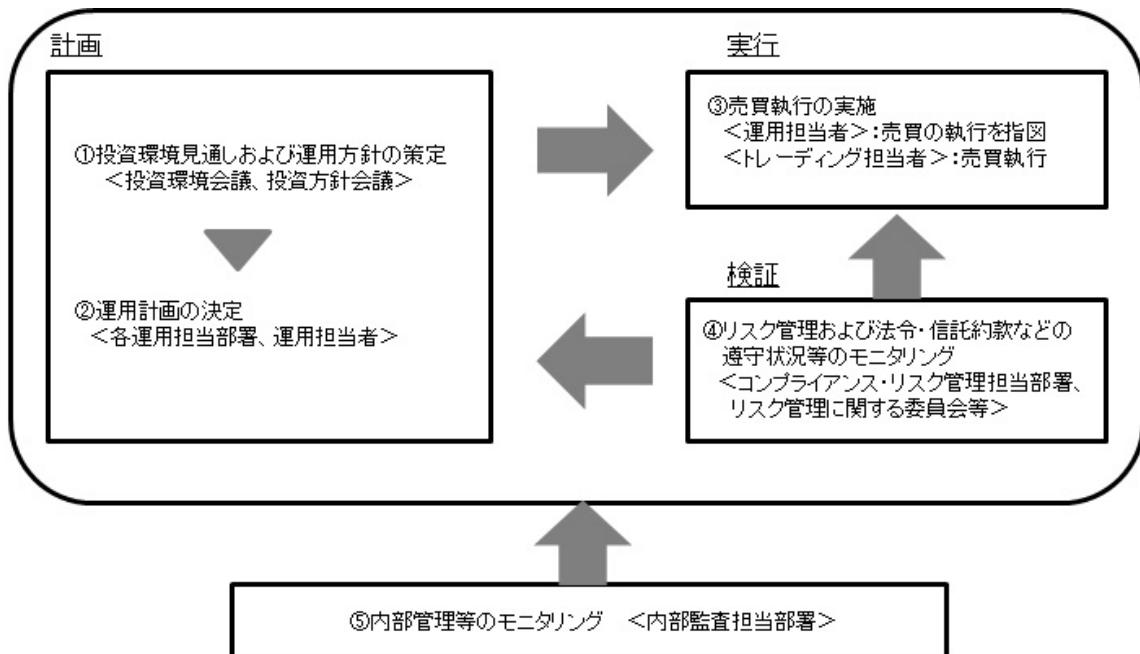
⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関する基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2021年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (2) 上記1) および2) におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (3) 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 （約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 （約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ③株式への実質投資割合には、制限を設けません。 （約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 （約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑧投資する株式等の範囲（約款第20条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲（約款第21条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図（約款第22条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをい

います。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑪スワップ取引の運用指図（約款第23条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利、または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受

益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 5)為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5)において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなつた場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 6)上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 7)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 8)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第25条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付の指図することができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1) 1.～2.に定める限度額を超えることとなつた場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

⑯特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約取引の指図（約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑯資金の借入れ（約款第34条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑯同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3 【投資リスク】

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあります。基準価額が下がる要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあります。基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

○為替リスク

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかるごとにご留意ください。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことと、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

○当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流入出から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

○当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

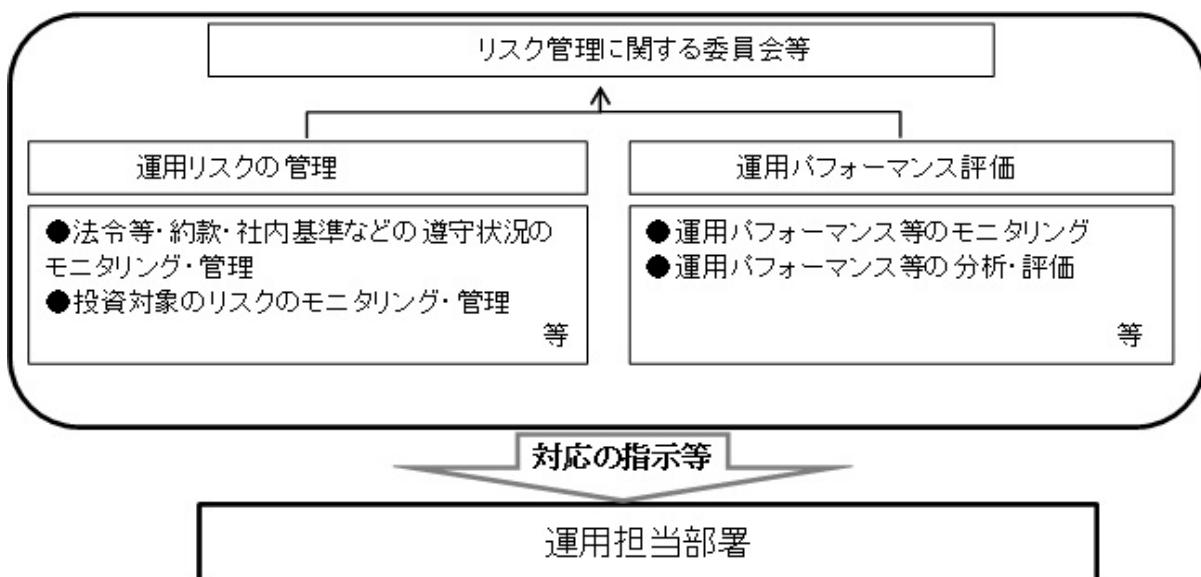
・注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に株式などの値動きのある有価証券（外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

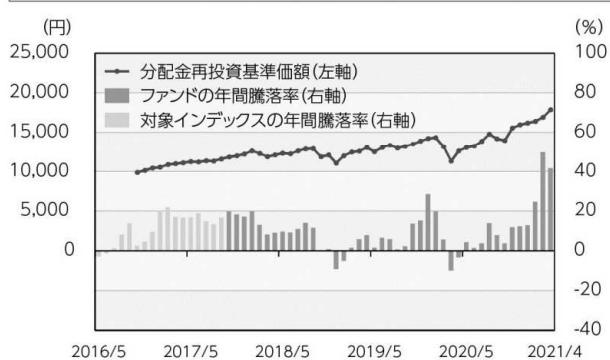
- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



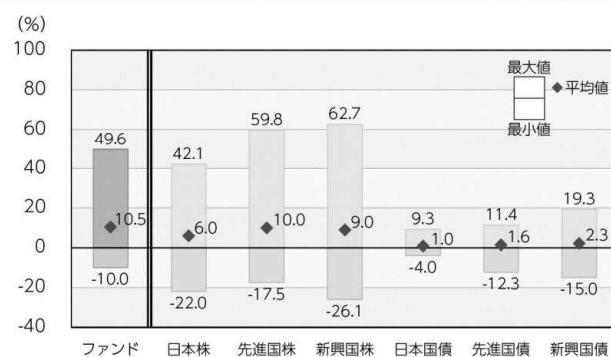
※リスク管理体制は2021年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2016年5月～2021年4月(2016年5月～2017年9月は対象インデックスのデータ)

代表的な資産クラス:2016年5月～2021年4月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率がない期間については、連動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。

*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*ファンドの対象インデックスはMSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり)です。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*ファンドの年間騰落率がない期間については、ファンドの年間騰落率に代えて対象インデックスの年間騰落率を用いて算出・表示していますので、ファンドの実績ではありません。

*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.22%（税抜0.20%）以内

※2021年7月12日現在は、年率0.22%（税抜0.20%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.09%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.09%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

○信託財産留保額

ありません。

○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成熟者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。また、販売会社によっては非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「愛称：つみたてNISA（つみたてニーサ）」の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAまたはつみたてNISA（いずれかの選択）、およびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する

など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2021年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

2021年4月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	12,329,670,560	99.13
内 日本	12,329,670,560	99.13
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	108,767,849	0.87
純資産総額	12,438,438,409	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2021年4月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	489,389,034,558	94.87
内 アメリカ	337,728,503,133	65.47
内 イギリス	21,896,291,067	4.24
内 カナダ	17,799,651,410	3.45
内 フランス	16,930,206,992	3.28
内 スイス	16,249,131,053	3.15
内 ドイツ	15,093,059,173	2.93
内 オーストラリア	10,632,382,261	2.06
内 オランダ	9,651,507,562	1.87
内 アイルランド	9,291,483,274	1.80
内 スウェーデン	5,576,778,992	1.08
内 香港	4,045,223,768	0.78
内 スペイン	3,990,252,785	0.77
内 デンマーク	3,967,094,282	0.77
内 イタリア	3,013,444,497	0.58
内 フィンランド	1,962,935,701	0.38
内 ジャージー	1,880,435,590	0.36
内 シンガポール	1,509,917,221	0.29
内 ベルギー	1,437,685,999	0.28
内 バミューダ	1,290,381,907	0.25
内 ノルウェー	1,023,501,559	0.20
内 イスラエル	981,726,184	0.19
内 ケイマン諸島	961,103,128	0.19
内 ニュージーランド	544,557,243	0.11
内 ルクセンブルグ	462,982,920	0.09
内 オランダ領キュラソー	375,197,860	0.07
内 オーストリア	297,625,635	0.06
内 ポルトガル	237,251,587	0.05
内 パナマ	192,561,232	0.04
内 リベリア	190,206,845	0.04
内 マン島	127,642,974	0.02
内 パプアニューギニア	48,310,724	0.01

投資信託受益証券	932, 651, 022	0.18
内 オーストラリア	687, 653, 364	0.13
内 シンガポール	244, 997, 658	0.05
投資証券	10, 254, 137, 897	1.99
内 アメリカ	9, 460, 657, 497	1.83
内 フランス	271, 587, 215	0.05
内 イギリス	268, 856, 016	0.05
内 香港	188, 197, 017	0.04
内 カナダ	64, 840, 152	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	15, 299, 769, 308	2.97
純資産総額	515, 875, 592, 785	100.00

その他資産の投資状況

2021年4月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）	15, 590, 997, 755	3.02
内 アメリカ	11, 492, 696, 686	2.23
内 ドイツ	2, 464, 559, 516	0.48
内 イギリス	726, 736, 583	0.14
内 カナダ	547, 953, 120	0.11
内 オーストラリア	359, 051, 850	0.07

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2021年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%)	投資 比率 (%)
1	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド	親投資 信託受 益証券	2, 373, 418, 268	4. 1735 9, 905, 568, 130	5. 1949 12, 329, 670, 560	— —	99. 13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2021年4月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99. 13
合計	99. 13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2021年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	APPLE INC アメリカ	株式 コンピュータ・周辺機器	1,482,992	14,664.94 21,747,995,681	14,539.97 21,562,668,681	— —	4.18
2	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフトウェア	626,536	26,666.77 16,707,691,649	27,505.91 17,233,445,521	— —	3.34
3	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 インターネット販売・通信販売	37,204	356,287.91 13,255,335,567	378,129.79 14,067,941,015	— —	2.73
4	FACEBOOK INC アメリカ	株式 インターネット・メディアおよびサービス	209,759	29,563.74 6,201,261,372	35,893.52 7,528,989,763	— —	1.46
5	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インターネット・メディアおよびサービス	26,351	228,333.10 6,016,805,663	260,643.34 6,868,212,831	— —	1.33
6	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 インターネット・メディアおよびサービス	25,783	229,437.97 5,915,599,373	264,687.91 6,824,448,582	— —	1.32
7	TESLA INC アメリカ	株式 自動車	66,165	87,700.83 5,802,725,737	73,745.60 4,879,378,285	— —	0.95
8	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	265,580	15,492.65 4,114,538,317	16,904.84 4,489,589,186	— —	0.87
9	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	229,593	18,093.36 4,154,110,794	17,886.30 4,106,570,653	— —	0.80
10	VISA INC アメリカ	株式 情報技術サービス	147,591	22,967.90 3,389,856,440	25,801.15 3,808,018,976	— —	0.74
	UNITEDHEALTH GROUP INC	株式		36,017.51	43,740.84	—	

11	アメリカ	ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	82,659	2,977,171,869	3,615,574,217	—	0.70
12	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 各種金融サービス	119,534	26,563.01 3,175,183,685	30,238.96 3,614,584,800	— —	0.70
13	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	54,034	64,748.24 3,498,606,599	66,773.00 3,608,012,319	— —	0.70
14	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売り	93,882	30,316.25 2,846,150,895	35,439.28 3,327,111,067	— —	0.64
15	MASTERCARD INC アメリカ	株式 情報技術サービス	77,603	37,451.86 2,906,377,324	42,368.32 3,287,909,008	— —	0.64
16	NESTLE SA-REGISTERED スイス	株式 食品	251,234	12,082.71 3,035,588,364	13,083.91 3,287,124,954	— —	0.64
17	THE WALT DISNEY CO アメリカ	株式 娯楽	158,055	20,488.77 3,238,352,995	20,187.99 3,190,813,850	— —	0.62
18	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	216,037	13,926.52 3,008,644,232	14,434.31 3,118,345,958	— —	0.60
19	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	678,468	3,674.19 2,492,824,848	4,478.11 3,038,255,895	— —	0.59
20	PAYPAL HOLDINGS INC アメリカ	株式 情報技術サービス	97,262	32,152.50 3,127,217,279	29,176.90 2,837,803,696	— —	0.55
21	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	37,175	65,094.95 2,419,904,852	71,644.17 2,663,372,094	— —	0.52
22	COMCAST CORP-CL A アメリカ	株式 メディア	398,143	5,818.24 2,316,495,126	6,143.65 2,446,052,038	— —	0.47
23	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガス・消耗燃料	369,665	5,579.81 2,062,663,681	6,420.33 2,373,372,842	— —	0.46
24	ADOBE INC アメリカ	株式 ソフトウェア	41,923	54,050.13 2,265,943,787	56,217.68 2,356,813,953	— —	0.46
25	INTEL CORP アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	357,563	6,748.01 2,412,838,736	6,348.44 2,269,967,394	— —	0.44
	VERIZON COMM INC	株式		5,919.82	6,243.86	—	

26	アメリカ	各種電気通信サービス	360,099	2,131,723,616	2,248,410,478	—	0.44
27	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN スイス	株式	60,929	37,466.37	35,940.02	—	0.42
		医薬品		2,282,788,943	2,189,789,539	—	
28	NETFLIX INC アメリカ	株式 娯楽	38,560	60,410.52 2,329,429,851	55,445.36 2,137,973,467	— —	0.41
29	AT&T INC アメリカ	株式 各種電気通信サービス	621,475	3,145.36 1,954,768,186	3,413.86 2,121,632,496	— —	0.41
30	COCA-COLA CO/THE アメリカ	株式 飲料	355,908	5,526.95 1,967,086,249	5,910.54 2,103,609,110	— —	0.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2021年4月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	94.87
投資信託受益証券	0.18
投資証券	1.99
合計	97.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2021年4月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
ソフトウェア	外国	6.90
銀行		6.09
インターネット・メディアおよびサービス		4.60
情報技術サービス		4.59
コンピュータ・周辺機器		4.50
半導体・半導体製造装置		4.37
医薬品		4.36
インターネット販売・通信販売		3.27
保険		3.13
資本市場		3.09
石油・ガス・消耗燃料		3.02
ヘルスケア機器・用品		3.00
化学		2.15
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス		1.93
ホテル・レストラン・レジャー		1.87
電力		1.77
機械		1.76
専門小売		1.70
バイオテクノロジー		1.65
自動車		1.64

飲料	1.59
金属・鉱業	1.59
食品	1.58
娯楽	1.47
航空宇宙・防衛	1.45
各種電気通信サービス	1.45
繊維・アパレル・贅沢品	1.44
食品・生活必需品小売り	1.26
コングロマリット	1.18
メディア	1.12
家庭用品	1.10
陸運・鉄道	1.05
ライフサイエンス・ツール／サービス	0.97
各種金融サービス	0.96
電気設備	0.88
総合公益事業	0.83
専門サービス	0.77
航空貨物・物流サービス	0.68
通信機器	0.65
タバコ	0.65
パソコン用品	0.63
建設関連製品	0.59
電子装置・機器・部品	0.55
複合小売り	0.50
消費者金融	0.46
不動産管理・開発	0.43
商業サービス・用品	0.41
家庭用耐久財	0.40
商社・流通業	0.30
容器・包装	0.30
自動車部品	0.28
無線通信サービス	0.28
建設資材	0.27
建設・土木	0.23
ヘルスケア・テクノロジー	0.15
ガス	0.15
運送インフラ	0.14
エネルギー設備・サービス	0.14
紙製品・林産品	0.12
水道	0.11
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.10
販売	0.09
海運業	0.07
レジヤー用品	0.07
旅客航空輸送業	0.06
合計	94.87

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2021年4月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指指数先物取引	シカゴ商品取引所	S&P500 EMINI FUT Jun21	買建	502	11,221,076,735	11,492,696,686	2.23
	EUREX取引所	DJ EURO STOXX 50 Jun21	買建	472	2,447,019,365	2,464,559,516	0.48
	ICE-EU	FTSE 100 INDEX FUTURE Jun21	買建	69	720,779,383	726,736,583	0.14
	モントリオール取引所	S&P/TSE 60 IX FUT Jun21	買建	27	544,830,880	547,953,120	0.11
	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTURES Jun21	買建	24	353,492,250	359,051,850	0.07

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2021年4月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2017年10月12日)	1,125	1,125	1.1763	1.1763
第2計算期間末 (2018年10月12日)	3,206	3,206	1.2064	1.2064
第3計算期間末 (2019年10月15日)	5,235	5,235	1.3163	1.3163
第4計算期間末 (2020年10月12日)	9,010	9,010	1.4753	1.4753
2020年4月末日	6,561	—	1.2623	—
5月末日	7,097	—	1.3044	—
6月末日	7,413	—	1.3219	—
7月末日	7,941	—	1.3856	—

8月末日	8,676	—	1.4769	—
9月末日	8,633	—	1.4210	—
10月末日	8,638	—	1.3974	—
11月末日	9,719	—	1.5567	—
12月末日	10,222	—	1.5974	—
2021年1月末日	10,588	—	1.6166	—
2月末日	10,838	—	1.6404	—
3月末日	11,488	—	1.6937	—
4月末日	12,438	—	1.7875	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
2020年10月13日～2021年4月12日	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	17.6
第2計算期間	2.6
第3計算期間	9.1
第4計算期間	12.1
2020年10月13日～2021年4月12日	19.2

(注) 収益率は期間騰落率です。

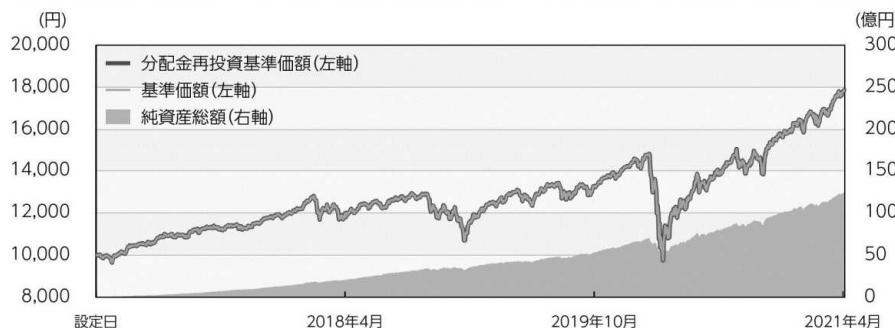
(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	1,292,606,065	335,831,350
第2計算期間	2,246,034,897	544,856,399
第3計算期間	2,088,529,038	769,150,244
第4計算期間	3,548,281,108	1,418,042,002
2020年10月13日～ 2021年4月12日	1,738,262,465	1,028,960,281

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

基準価額・純資産の推移 《2016年10月3日～2021年4月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2016年10月3日)

分配の推移(税引前)

2017年10月	0円
2018年10月	0円
2019年10月	0円
2020年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	99.13

■外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

組入上位10銘柄

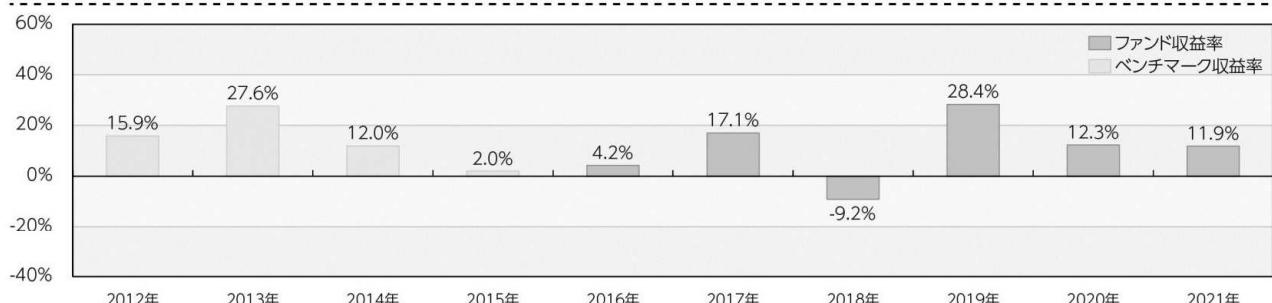
資産の種類	比率(%)	順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
株式	94.87	1	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	4.18
内 アメリカ	65.47	2	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	3.34
内 イギリス	4.24	3	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	インターネット販売・通信販売	2.73
内 カナダ	3.45	4	FACEBOOK INC	株式	アメリカ	インターネット・メディアおよびサービス	1.46
内 フランス	3.28	5	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	インターネット・メディアおよびサービス	1.33
内 スイス	3.15	6	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	インターネット・メディアおよびサービス	1.32
内 その他	15.28	7	TESLA INC	株式	アメリカ	自動車	0.95
投資信託受益証券	0.18	8	JPMORGAN CHASE & CO	株式	アメリカ	銀行	0.87
内 オーストラリア	0.13	9	JOHNSON & JOHNSON	株式	アメリカ	医薬品	0.80
内 シンガポール	0.05	10	VISA INC	株式	アメリカ	情報技術サービス	0.74
投資証券	1.99						
内 アメリカ	1.83						
内 フランス	0.05						
内 イギリス	0.05						
内 香港	0.04						
内 カナダ	0.01						
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.97						
合計(純資産総額)	100.00						

その他資産の投資状況

株式組入上位5業種

資産の種類	比率(%)	順位	業種	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	3.02	1	ソフトウェア	6.90
		2	銀行	6.09
		3	インターネット・メディアおよびサービス	4.60
		4	情報技術サービス	4.59
		5	コンピュータ・周辺機器	4.50

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2016年は設定日から年末までの収益率、および2021年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※2015年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり)」です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができます。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得のお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することができます。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

- ・お申込手数料

ありません。

- ・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

- ・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。

委託会社は、解約の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

※解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2016年10月3日から原則として無期限です。

※ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

- 計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。
- 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ. 償還規定

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ. 償還規定c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者

が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがい約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（令和1年10月16日から令和2年10月12日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和2年11月20日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本正彦印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード 先進国株式＜為替ヘッジあり＞の令和1年10月16日から令和2年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード 先進国株式＜為替ヘッジあり＞の令和2年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 令和1年10月15日現在	第4期 令和2年10月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,265,806	37,035,642
親投資信託受益証券	5,267,204,326	9,042,422,066
派生商品評価勘定	49,337	25,848
未収入金	162,185	4,025
流動資産合計	5,279,681,654	9,079,487,581
資産合計	5,279,681,654	9,079,487,581
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	32,188,705	32,185,125
未払金	61,973	21,497
未払解約金	7,007,601	28,426,880
未払受託者報酬	507,810	829,727
未払委託者報酬	4,570,769	7,467,929
その他未払費用	86,753	134,595
流動負債合計	44,423,611	69,065,753
負債合計	44,423,611	69,065,753
純資産の部		
元本等		
元本	3,977,332,007	6,107,571,113
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,257,926,036	2,902,850,715
（分配準備積立金）	339,273,402	1,167,639,357
元本等合計	5,235,258,043	9,010,421,828
純資産合計	5,235,258,043	9,010,421,828
負債純資産合計	5,279,681,654	9,079,487,581

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 平成30年10月13日 至 令和1年10月15日	第4期 自 令和1年10月16日 至 令和2年10月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	289,986,426	922,984,740
為替差損益	93,862,994	11,157,768
営業収益合計	383,849,420	934,142,508
営業費用		
支払利息	7,902	9,546
受託者報酬	900,292	1,490,883
委託者報酬	8,103,526	13,418,741
その他費用	159,726	250,338
営業費用合計	9,171,446	15,169,508
営業利益又は営業損失（△）	374,677,974	918,973,000
経常利益又は経常損失（△）	374,677,974	918,973,000
当期純利益又は当期純損失（△）	374,677,974	918,973,000
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	38,662,052	7,093,280
期首剰余金又は期首次損金（△）	548,532,607	1,257,926,036
剰余金増加額又は欠損金減少額	535,629,477	1,189,362,172
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	535,629,477	1,189,362,172
剰余金減少額又は欠損金増加額	162,251,970	456,317,213
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	162,251,970	456,317,213
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,257,926,036	2,902,850,715

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期 自 令和1年10月16日 至 令和2年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を令和1年10月15日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 令和1年10月15日現在	第4期 令和2年10月12日現在
1. 期首元本額	2,657,953,213円	3,977,332,007円
期中追加設定元本額	2,088,529,038円	3,548,281,108円
期中一部解約元本額	769,150,244円	1,418,042,002円
2. 受益権の総数	3,977,332,007口	6,107,571,113口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期 自 平成30年10月13日 至 令和1年10月15日	第4期 自 令和1年10月16日 至 令和2年10月12日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（92,271,299円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（179,573,302円）、信託約款に規定される収益調整金（918,652,634円）及び分配準備積立金（67,428,801円）より分配対象収益は1,257,926,036円（1万口当たり3,162.73円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（124,402,749円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（787,476,971円）、信託約款に規定される収益調整金（1,735,211,358円）及び分配準備積立金（255,759,637円）より分配対象収益は2,902,850,715円（1万口当たり4,752.87円）であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第3期 自 平成30年10月13日 至 令和1年10月15日	第4期 自 令和1年10月16日 至 令和2年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基	同左

	本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 令和1年10月15日現在	第4期 令和2年10月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短</p>	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期 令和1年10月15日現在	第4期 令和2年10月12日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	277,095,520	917,159,826
合計	277,095,520	917,159,826

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第3期 令和1年10月15日現在		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
	うち 1年超		
市場取引以外の取引			
為替予約取引			
売建	5,230,652,697	—	△32,139,368
アメリカ・ドル	3,605,299,453	—	△11,441,297
イギリス・ポンド	313,013,113	—	△9,064,871
イスラエル・シュケル	6,687,440	—	48,520
オーストラリア・ドル	135,569,377	—	△696,823
カナダ・ドル	199,654,146	—	△796,504
シンガポール・ドル	24,245,545	—	△321,215
スイス・フラン	179,697,513	—	△506,415
スウェーデン・クローナ	48,942,819	—	△227,818
デンマーク・クローネ	33,875,573	—	△467,478
ニュージーランド・ドル	4,586,233	—	△41,795
ノルウェー・クローネ	12,459,895	—	△37,684

ユーロ	604,139,757	—	612,606,638	△8,466,881
香港・ドル	62,481,833	—	62,600,940	△119,107
合計	5,230,652,697	—	5,262,792,065	△32,139,368

種類	第4期 令和2年10月12日現在			
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	うち 1年超
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	8,655,393,212	—	8,687,552,489	△32,159,277
アメリカ・ドル	6,240,281,888	—	6,247,803,240	△7,521,352
イギリス・ポンド	383,584,904	—	387,138,822	△3,553,918
イスラエル・シュケル	8,327,997	—	8,439,773	△111,776
オーストラリア・ドル	193,063,763	—	194,668,551	△1,604,788
カナダ・ドル	294,000,261	—	298,144,198	△4,143,937
シンガポール・ドル	29,959,912	—	30,217,296	△257,384
スイス・フラン	299,124,548	—	302,904,994	△3,780,446
スウェーデン・クローナ	96,332,940	—	98,143,200	△1,810,260
デンマーク・クローネ	73,223,283	—	73,898,682	△675,399
ニュージーランド・ドル	8,867,468	—	8,918,532	△51,064
ノルウェー・クローネ	16,216,493	—	16,544,898	△328,405
ユーロ	924,663,551	—	932,867,234	△8,203,683
香港・ドル	87,746,204	—	87,863,069	△116,865
合計	8,655,393,212	—	8,687,552,489	△32,159,277

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第3期 令和1年10月15日現在	第4期 令和2年10月12日現在
1口当たり純資産額	1.3163円	1.4753円

(1万口当たり純資産額)

(13,163円)

(14,753円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年10月12日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド	2,202,406,914	9,042,422,066	
親投資信託受益証券 合計		2,202,406,914	9,042,422,066	
合計			9,042,422,066	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

(参考)

当ファンドは、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

令和2年10月12日現在

資産の部	
流動資産	
預金	3,703,312,639
コール・ローン	272,451,754
株式	376,051,155,741
投資信託受益証券	746,107,928
投資証券	8,394,157,007
派生商品評価勘定	245,359,175
未収入金	3,125,945
未収配当金	349,863,152
差入委託証拠金	2,763,720,667
流動資産合計	392,529,254,008
資産合計	392,529,254,008
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	318,314
未払金	14,596,889
未払解約金	25,073,000
流動負債合計	39,988,203
負債合計	39,988,203
純資産の部	
元本等	
元本	95,596,418,253
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	296,892,847,552
元本等合計	392,489,265,805
純資産合計	392,489,265,805
負債純資産合計	392,529,254,008

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年10月16日 至 令和2年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年10月12日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	90,346,412,964円
同期中追加設定元本額	40,974,769,823円
同期中一部解約元本額	35,724,764,534円
元本の内訳	
ファンド名	
D IAM外国株式パッシブ・ファンド	4,000,422,477円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	3,048,404円

MITO ラップ型ファンド（中立型）	8,637,376円
MITO ラップ型ファンド（積極型）	8,676,095円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	30,549,073円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	29,931,776円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	14,173,736円
たわらノーロード 先進国株式	17,006,653,469円
たわらノーロード 先進国株式<ラップ向け>	112,103,191円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	2,202,406,914円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	359,311,898円
たわらノーロード バランス（堅実型）	37,913,661円
たわらノーロード バランス（標準型）	303,152,862円
たわらノーロード バランス（積極型）	355,011,398円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	839,034円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	113,385,882円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	271,595,180円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	198,324,041円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	318,851,972円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	1,447円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	375,464円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	1,855,688円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	1,617,700円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	4,283,607円
たわらノーロード 全世界株式	71,124,433円
DIAM外国株式インデックスファンド<DC年金>	46,029,210,162円
One DC 先進国株式インデックスファンド	322,838,797円
DIAMバランス・ファンド<DC年金>1 安定型	189,251,534円
DIAMバランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型	941,464,662円
DIAMバランス・ファンド<DC年金>3 成長型	1,124,550,027円
DIAM DC バランス30インデックスファンド	119,953,243円
DIAM DC バランス50インデックスファンド	352,941,561円
DIAM DC バランス70インデックスファンド	300,686,982円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	27,808,364円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	830,919,038円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	172,199,979円
DIAM DC 8資産バランスファンド（新興国10）	213,428,952円
DIAM DC 8資産バランスファンド（新興国20）	176,891,240円
DIAM DC 8資産バランスファンド（新興国30）	291,744,470円
投資のソムリエ	1,966,396,456円
クルーズコントロール	268,285,875円
投資のソムリエ<DC年金>	145,491,495円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	197,774,944円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	116,589,883円
クルーズコントロール<DC年金>	174,685円
DIAMコア資産設計ファンド（堅実型）	1,949,365円
DIAMコア資産設計ファンド（積極型）	4,692,551円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	127,350,372円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1,318,138,394円
ワールドアセットバランス（基本コース）	385,507,556円
ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	713,732,941円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	4,058,562円

投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	2,195,348円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (D C)	1,285,728円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	3,788,422円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	31,039,508円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	1,019,352,426円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	170,118,432円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	1,080,641円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	561,100円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	512,601円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	1,125,081円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12 (適格機関投資家限定)	955,482円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06 (適格機関投資家限定)	980,850円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	636,930円
M S C I コクサイ・インデックスファンド<為替ヘッジあり> (適格機関投資家限定)	262,748,996円
D I A M 外国株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	84,386,973円
D I A M 外国株式パッシブ私募ファンド (適格機関投資家向け)	1,579,371,102円
D I A M 先進国株式パッシブファンド (適格機関投資家限定)	5,159,851,339円
外国株式パッシブ・ファンド2 (適格機関投資家限定)	863,040,920円
D I A M ワールドバランス25VA (適格機関投資家限定)	13,558,744円
インカム重視マルチアセット運用ファンド (適格機関投資家限定)	1,553,612円
D I A M グローバル・バランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	55,267,342円
D I A M グローバル・バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	109,766,132円
D I A M 国際分散バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	7,710,505円
D I A M 国際分散バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	39,523,510円
D I A M 国内重視バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	4,081,208円
D I A M 国内重視バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	3,200,018円
D I A M 世界バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	16,862,207円
D I A M 世界バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	53,821,802円
D I A M バランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	349,970,645円
D I A M バランスファンド37.5VA (適格機関投資家限定)	472,970,969円
D I A M バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	1,529,920,291円
D I A M グローバル・アセット・バランスVA (適格機関投資家限定)	548,920,214円
D I A M グローバル・アセット・バランスVA2 (適格機関投資家限定)	87,515,612円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	558,380,031円
D I A M 世界アセットバランスファンドVA (適格機関投資家向け)	27,356,731円
D I A M 世界バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	6,568,047円
D I A M 世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	239,539,465円
D I A M 世界アセットバランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	19,388,587円
D I A M 世界アセットバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	73,631,480円
D I A M 世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	115,399,439円

DIAM世界アセットバランスファンド4VA (適格機関投資家限定) 計	280,200,915円 95,596,418,253円
2. 受益権の総数	95,596,418,253口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年10月16日 至 令和2年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年10月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であ

り、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年10月12日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	8,834,443,164
投資信託受益証券	△159,396,193
投資証券	△1,063,304,575
合計	7,611,742,396

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（令和2年2月18日から令和2年10月12日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	令和2年10月12日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	うち 1年超		
市場取引以外の取引			
為替予約取引			
売建	37,639,158	—	3,248
アメリカ・ドル	30,641,400	—	2,900
カナダ・ドル	6,997,758	—	348
買建	154,448,891	—	△245,531
アメリカ・ドル	102,797,496	—	△316,996
イギリス・ポンド	7,268,716	—	25,144
オーストラリア・ドル	6,240,628	—	10,232
カナダ・ドル	4,980,236	—	6,424
ユーロ	33,161,815	—	29,665
合計	192,088,049	—	△242,283

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	令和2年10月12日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超	
市場取引 先物取引 買建	6,984,849,079	—	7,230,132,223 245,283,144
合計	6,984,849,079	—	7,230,132,223 245,283,144

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

- 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年10月12日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4,1057円 (41,057円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

令和2年10月12日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON. COM INC	35,986	3,286.650	118,273,386.900	
	ABBOTT LABORATORIES	150,401	109.650	16,491,469.650	
	AES CORP	56,735	19.320	1,096,120.200	
	ABIOMED INC	3,574	273.560	977,703.440	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	75,535	127.790	9,652,617.650	
	ADVANCED MICRO DEVICES	99,707	83.100	8,285,651.700	
	ADOBE INC	41,010	502.160	20,593,581.600	
	CHUBB LTD	37,740	120.450	4,545,783.000	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	18,835	300.600	5,661,801.000	
	ALLEGHANY CORP	1,263	558.420	705,284.460	
	SAREPTA THERAPEUTICS INC	6,052	143.580	868,946.160	
	RALPH LAUREN CORP	3,422	73.890	252,851.580	
	ALLSTATE CORP	26,342	92.860	2,446,118.120	

HONEYWELL INTERNATIONAL INC	59,740	174.380	10,417,461.200	
AMGEN INC	50,080	236.700	11,853,936.000	
HESS CORP	21,951	38.060	835,455.060	
AMERICAN EXPRESS CO	58,528	106.340	6,223,867.520	
AMERICAN ELECTRIC POWER	41,980	89.820	3,770,643.600	
AFLAC INC	58,283	38.100	2,220,582.300	
AMERICAN INTL GROUP	72,425	29.950	2,169,128.750	
AMERCO	929	360.160	334,588.640	
ANALOG DEVICES	30,783	123.330	3,796,467.390	
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	18,098	124.520	2,253,562.960	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	62,634	42.970	2,691,382.980	
JONES LANG LASALLE INC	4,087	107.130	437,840.310	
VALERO ENERGY CORP	34,554	43.640	1,507,936.560	
ANSYS INC	7,234	336.820	2,436,555.880	
APPLE INC	1,471,367	116.970	172,105,797.990	
APPLIED MATERIALS INC	78,202	63.290	4,949,404.580	
ALBEMARLE CORP	9,536	96.030	915,742.080	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	47,360	48.970	2,319,219.200	
PINNACLE WEST CAPITAL CORP	9,278	82.560	765,991.680	
AMEREN CORP	21,199	82.050	1,739,377.950	
ARROW ELECTRONICS INC	6,651	83.450	555,025.950	
AUTOLIV INC	7,570	82.710	626,114.700	
AUTODESK INC	18,777	237.500	4,459,537.500	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	36,744	149.850	5,506,088.400	
AUTOZONE INC	1,972	1,137.740	2,243,623.280	
AVERY DENNISON CORP	6,549	130.500	854,644.500	
BALL CORP	27,293	90.260	2,463,466.180	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	118,079	215.680	25,467,278.720	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	66,597	37.700	2,510,706.900	
BAXTER INTERNATIONAL INC	42,746	78.500	3,355,561.000	
BECTON DICKINSON & CO	24,739	237.310	5,870,812.090	
AMETEK INC	20,026	106.940	2,141,580.440	
VERIZON COMM INC	351,114	59.330	20,831,593.620	
WR BERKLEY CORP	12,511	63.020	788,443.220	
BEST BUY CO INC	19,639	116.590	2,289,711.010	
BIO-RAD LABORATORIES-CL A	1,859	566.140	1,052,454.260	
YUM! BRANDS INC	25,420	95.490	2,427,355.800	
FIRSTENERGY CORP	47,800	31.220	1,492,316.000	
BOEING CO	45,799	167.330	7,663,546.670	

ROBERT HALF INTL INC	11, 111	58. 140	645, 993. 540	
BORGWARNER INC	21, 938	39. 620	869, 183. 560	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	122, 387	41. 140	5, 035, 001. 180	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	11, 719	105. 450	1, 235, 768. 550	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	9, 642	161. 640	1, 558, 532. 880	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL INC	2, 015	1, 025. 460	2, 066, 301. 900	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	192, 424	61. 820	11, 895, 651. 680	
INGREDION INC	5, 305	76. 800	407, 424. 000	
ONEOK INC	36, 226	29. 050	1, 052, 365. 300	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	5, 900	73. 400	433, 060. 000	
UNITED RENTALS INC	6, 181	196. 940	1, 217, 286. 140	
SEMPRA ENERGY	24, 590	126. 010	3, 098, 585. 900	
FEDEX CORP	21, 208	271. 550	5, 759, 032. 400	
VERISIGN INC	8, 762	209. 560	1, 836, 164. 720	
AMPHENOL CORP	24, 857	113. 490	2, 821, 020. 930	
BROWN-FORMAN CORP	26, 085	78. 420	2, 045, 585. 700	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	97, 136	5. 840	567, 274. 240	
CSX CORP	65, 603	78. 480	5, 148, 523. 440	
CABOT OIL & GAS CORP	31, 416	18. 930	594, 704. 880	
CAMPBELL SOUP CO	14, 050	48. 470	681, 003. 500	
SEAGATE TECHNOLOGY	19, 641	50. 970	1, 001, 101. 770	
CONSTELLATION BRANDS INC	14, 036	186. 650	2, 619, 819. 400	
CARDINAL HEALTH INC	24, 718	48. 030	1, 187, 205. 540	
CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	40, 534	15. 690	635, 978. 460	
CATERPILLAR INC	46, 055	158. 940	7, 319, 981. 700	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	9, 865	125. 180	1, 234, 900. 700	
CITRIX SYSTEMS INC	9, 933	139. 430	1, 384, 958. 190	
CENTURYLINK INC	80, 424	10. 110	813, 086. 640	
CERNER CORP	25, 177	72. 390	1, 822, 563. 030	
JPMORGAN CHASE & CO	258, 851	101. 200	26, 195, 721. 200	
CHURCH & DWIGHT CO INC	21, 287	92. 760	1, 974, 582. 120	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	12, 872	79. 690	1, 025, 769. 680	
CINTAS CORP	7, 465	339. 530	2, 534, 591. 450	
CISCO SYSTEMS INC	359, 311	39. 850	14, 318, 543. 350	
CLOROX COMPANY	10, 683	214. 790	2, 294, 601. 570	
COCA-COLA CO/THE	346, 589	50. 810	17, 610, 187. 090	
COPART INC	18, 866	115. 210	2, 173, 551. 860	
COGNEX CORP	14, 677	69. 310	1, 017, 262. 870	
COLGATE-PALMOLIVE CO	68, 311	79. 770	5, 449, 168. 470	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	23, 920	99. 340	2, 376, 212. 800	

MOLINA HEALTHCARE INC	5, 203	199. 200	1, 036, 437. 600	
COMERICA INC	11, 985	42. 340	507, 444. 900	
NRG ENERGY, INC.	21, 039	32. 270	678, 928. 530	
COMCAST CORP-CL A	386, 882	44. 850	17, 351, 657. 700	
CONAGRA BRANDS INC	40, 291	37. 320	1, 503, 660. 120	
CONSOLIDATED EDISON INC	29, 433	82. 550	2, 429, 694. 150	
CMS ENERGY CORP	24, 654	64. 340	1, 586, 238. 360	
COOPER COS INC	4, 523	357. 850	1, 618, 555. 550	
MOLSON COORS BEVERAGE CO	16, 513	36. 110	596, 284. 430	
CORNING INC	64, 157	34. 780	2, 231, 380. 460	
SEALED AIR CORP	13, 870	42. 680	591, 971. 600	
HEICO CORP-CL A	6, 236	97. 520	608, 134. 720	
CUMMINS INC	12, 578	223. 320	2, 808, 918. 960	
DR HORTON INC	29, 267	78. 090	2, 285, 460. 030	
DANAHER CORP	54, 144	226. 060	12, 239, 792. 640	
MOODY'S CORP	13, 994	294. 730	4, 124, 451. 620	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	45, 078	73. 080	3, 294, 300. 240	
TARGET CORP	42, 591	163. 710	6, 972, 572. 610	
DEERE & CO	25, 299	234. 810	5, 940, 458. 190	
MORGAN STANLEY	118, 314	48. 830	5, 777, 272. 620	
REPUBLIC SERVICES INC	19, 136	93. 140	1, 782, 327. 040	
COSTAR GROUP INC	3, 294	874. 370	2, 880, 174. 780	
THE WALT DISNEY CO	153, 518	124. 980	19, 186, 679. 640	
DOLLAR TREE INC	20, 057	93. 640	1, 878, 137. 480	
DOVER CORP	12, 652	113. 080	1, 430, 688. 160	
OMNICOM GROUP	17, 365	52. 470	911, 141. 550	
DTE ENERGY CO	16, 340	120. 290	1, 965, 538. 600	
DUKE ENERGY CORP	61, 714	93. 300	5, 757, 916. 200	
DARDEN RESTAURANTS INC	10, 902	101. 990	1, 111, 894. 980	
EBAY INC	58, 445	55. 450	3, 240, 775. 250	
BANK OF AMERICA CORP	663, 750	25. 360	16, 832, 700. 000	
CITIGROUP INC	177, 833	44. 930	7, 990, 036. 690	
EASTMAN CHEMICAL CO	12, 404	86. 160	1, 068, 728. 640	
EATON CORP PLC	33, 610	107. 530	3, 614, 083. 300	
CADENCE DESIGN SYS INC	23, 585	111. 930	2, 639, 869. 050	
DISH NETWORK CORP	17, 899	27. 330	489, 179. 670	
ECOLAB INC	21, 199	203. 160	4, 306, 788. 840	
PERKINELMER INC	9, 755	129. 680	1, 265, 028. 400	
ELECTRONIC ARTS INC	23, 979	127. 450	3, 056, 123. 550	
SALESFORCE.COM INC	76, 538	265. 980	20, 357, 577. 240	
ERIE INDEMNITY CO	2, 243	221. 590	497, 026. 370	
EMERSON ELECTRIC CO	49, 931	69. 950	3, 492, 673. 450	
ATMOS ENERGY CORP	9, 937	96. 510	959, 019. 870	
ENTERGY CORP	17, 195	105. 850	1, 820, 090. 750	
EOG RESOURCES INC	50, 062	37. 560	1, 880, 328. 720	
EQUIFAX INC	10, 322	164. 280	1, 695, 698. 160	

ESTEE LAUDER COS INC/THE	18, 603	224. 600	4, 178, 233. 800	
EXPEDITORS INTERNATIONAL	13, 942	92. 460	1, 289, 077. 320	
EXXON MOBIL CORP	360, 577	34. 740	12, 526, 444. 980	
FMC CORP	11, 416	108. 020	1, 233, 156. 320	
NEXTERA ENERGY INC	41, 583	302. 910	12, 595, 906. 530	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	3, 246	327. 470	1, 062, 967. 620	
FAIR ISAAC CORP	2, 482	442. 300	1, 097, 788. 600	
ASSURANT INC	4, 594	125. 570	576, 868. 580	
FASTENAL CO	47, 962	46. 630	2, 236, 468. 060	
FIFTH THIRD BANCORP	58, 016	23. 380	1, 356, 414. 080	
M&T BANK CORP	11, 432	101. 370	1, 158, 861. 840	
FISERV INC	48, 753	105. 110	5, 124, 427. 830	
FLIR SYSTEMS INC	12, 717	37. 530	477, 269. 010	
FORD MOTOR CO	331, 318	7. 250	2, 402, 055. 500	
FRANKLIN RESOURCES INC	23, 713	22. 590	535, 676. 670	
FREEPORT-MCMORAN INC	126, 973	17. 230	2, 187, 744. 790	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	15, 963	108. 550	1, 732, 783. 650	
DENTSPLY SIRONA INC	18, 386	45. 500	836, 563. 000	
GENERAL DYNAMICS CORP	20, 458	143. 660	2, 938, 996. 280	
GENERAL MILLS INC	50, 541	61. 870	3, 126, 971. 670	
GENUINE PARTS CO	11, 605	100. 390	1, 165, 025. 950	
GILEAD SCIENCES INC	106, 388	63. 840	6, 791, 809. 920	
GARTNER INC	7, 522	126. 400	950, 780. 800	
MCKESSON CORP	13, 579	151. 290	2, 054, 366. 910	
NVIDIA CORP	52, 247	550. 510	28, 762, 495. 970	
GENERAL ELECTRIC CO	747, 982	6. 840	5, 116, 196. 880	
WW GRAINGER INC	3, 745	385. 420	1, 443, 397. 900	
HALLIBURTON CO	69, 816	12. 580	878, 285. 280	
MONSTER BEVERAGE CORP	32, 991	80. 950	2, 670, 621. 450	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	27, 939	207. 540	5, 798, 460. 060	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	18, 168	175. 450	3, 187, 575. 600	
HASBRO INC	11, 383	89. 160	1, 014, 908. 280	
HENRY SCHEIN INC	11, 516	60. 460	696, 257. 360	
HEICO CORP	3, 623	111. 660	404, 544. 180	
HERSHEY FOODS CORP	12, 450	145. 630	1, 813, 093. 500	
HP INC	119, 285	19. 370	2, 310, 550. 450	
F5 NETWORKS INC	4, 874	127. 560	621, 727. 440	
CROWN HOLDINGS INC NPR	12, 024	81. 650	981, 759. 600	
JUNIPER NETWORKS INC	27, 939	22. 660	633, 097. 740	
HOLOGIC INC	21, 939	69. 390	1, 522, 347. 210	
HOME DEPOT INC	91, 422	285. 920	26, 139, 378. 240	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	16, 288	78. 850	1, 284, 308. 800	
HORMEL FOODS CORP	26, 254	48. 960	1, 285, 395. 840	
CENTERPOINT ENERGY INC	42, 899	21. 370	916, 751. 630	

LENNOX INTERNATIONAL INC	2, 913	283. 480	825, 777. 240	
HUMANA INC	11, 307	433. 440	4, 900, 906. 080	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	7, 544	135. 220	1, 020, 099. 680	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	92, 576	9. 850	911, 873. 600	
BIOGEN INC	13, 713	286. 540	3, 929, 323. 020	
IDEX CORP	6, 154	190. 410	1, 171, 783. 140	
ILLINOIS TOOL WORKS	26, 946	205. 710	5, 543, 061. 660	
INTUIT INC	22, 235	341. 810	7, 600, 145. 350	
IDEXX LABORATORIES INC	7, 088	400. 650	2, 839, 807. 200	
IONIS PHARMACEUTICALS INC	10, 960	45. 940	503, 502. 400	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	20, 182	129. 120	2, 605, 899. 840	
INTEL CORP	359, 893	52. 820	19, 009, 548. 260	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	7, 206	119. 410	860, 468. 460	
INTERNATIONAL PAPER CO	31, 983	42. 670	1, 364, 714. 610	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	29, 382	18. 360	539, 453. 520	
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	11, 033	99. 320	1, 095, 797. 560	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	6, 050	164. 490	995, 164. 500	
INCYTE CORP	15, 942	95. 740	1, 526, 287. 080	
JOHNSON & JOHNSON	223, 720	150. 970	33, 775, 008. 400	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	29, 620	38. 610	1, 143, 628. 200	
KLA CORPORATION	12, 667	211. 040	2, 673, 243. 680	
KELLOGG CO	21, 954	65. 850	1, 445, 670. 900	
EAST WEST BANCORP INC	11, 560	37. 200	430, 032. 000	
KEYCORP	87, 597	13. 120	1, 149, 272. 640	
KIMBERLY-CLARK CORP	29, 127	152. 490	4, 441, 576. 230	
BLACKROCK INC/NEW YORK	12, 773	611. 570	7, 811, 583. 610	
KROGER CO	65, 605	34. 450	2, 260, 092. 250	
LAM RESEARCH CORP	12, 392	362. 710	4, 494, 702. 320	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3, 302	325. 140	1, 073, 612. 280	
PACKAGING CORP OF AMERICA	8, 438	112. 900	952, 650. 200	
AKAMAI TECHNOLOGIES	14, 153	112. 530	1, 592, 637. 090	
LENNAR CORP	23, 570	84. 070	1, 981, 529. 900	
ELI LILLY & CO	73, 356	156. 880	11, 508, 089. 280	
LINCOLN NATIONAL CORP	15, 344	34. 850	534, 738. 400	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	59, 883	174. 690	10, 460, 961. 270	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	26, 084	105. 760	2, 758, 643. 840	
LOCKHEED MARTIN CORP	21, 504	385. 930	8, 299, 038. 720	

LOEWS CORP	21, 759	36. 980	804, 647. 820	
LOWE'S COS INC	64, 326	173. 230	11, 143, 192. 980	
DOMINION ENERGY INC	71, 780	81. 780	5, 870, 168. 400	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	38, 573	21. 360	823, 919. 280	
MCCORMICK & CO INC	10, 757	196. 110	2, 109, 555. 270	
MCDONALD'S CORPORATION	63, 214	224. 830	14, 212, 403. 620	
S&P GLOBAL INC	20, 168	356. 760	7, 195, 135. 680	
EVEREST RE GROUP LTD	3, 416	204. 940	700, 075. 040	
MARKEL CORPORATION	1, 201	985. 470	1, 183, 549. 470	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP NPR	51, 562	83. 900	4, 326, 051. 800	
MARSH & MCLENNAN COS	44, 127	115. 710	5, 105, 935. 170	
MASCO CORP	23, 151	57. 470	1, 330, 487. 970	
MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	5, 258	273. 100	1, 435, 959. 800	
METLIFE INC	67, 528	39. 480	2, 666, 005. 440	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	23, 610	73. 000	1, 723, 530. 000	
MEDTRONIC PLC	113, 960	108. 680	12, 385, 172. 800	
ACTIVISION BLIZZARD INC	65, 735	78. 210	5, 141, 134. 350	
CVS HEALTH CORP	109, 529	59. 400	6, 506, 022. 600	
MERCK & CO. INC.	214, 560	80. 360	17, 242, 041. 600	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	32, 686	26. 350	861, 276. 100	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	8, 070	195. 760	1, 579, 783. 200	
MICROSOFT CORP	611, 504	215. 810	131, 968, 678. 240	
MICRON TECH INC	92, 874	49. 890	4, 633, 483. 860	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	20, 681	113. 980	2, 357, 220. 380	
MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	54, 337	44. 700	2, 428, 863. 900	
3M CO	48, 969	169. 300	8, 290, 451. 700	
MOHAWK INDUSTRIES INC	4, 976	104. 240	518, 698. 240	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	14, 255	166. 780	2, 377, 448. 900	
KANSAS CITY SOUTHERN	7, 737	186. 640	1, 444, 033. 680	
MYLAN NV	44, 496	15. 640	695, 917. 440	
ILLUMINA INC	12, 225	339. 040	4, 144, 764. 000	
XCEL ENERGY INC	43, 530	72. 710	3, 165, 066. 300	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8, 058	104. 420	841, 416. 360	
NATIONAL OILWELL VARCO INC	35, 209	9. 050	318, 641. 450	
NETAPP INC	17, 963	45. 870	823, 962. 810	
NEWELL BRANDS INC	33, 317	18. 010	600, 039. 170	
NEWMONT CORP	70, 169	62. 820	4, 408, 016. 580	
NVR INC	305	4, 399. 010	1, 341, 698. 050	
NIKE INC-CL B	105, 445	130. 980	13, 811, 186. 100	

NORDSON CORP	4, 644	201. 190	934, 326. 360	
NORFOLK SOUTHERN CORP	21, 392	218. 390	4, 671, 798. 880	
EVERSOURCE ENERGY	28, 269	92. 190	2, 606, 119. 110	
NISOURCE INC	31, 427	22. 490	706, 793. 230	
NORTHERN TRUST CORP	17, 365	85. 220	1, 479, 845. 300	
NORTHROP GRUMMAN CORP	13, 148	315. 280	4, 145, 301. 440	
WELLS FARGO & CO	332, 721	25. 300	8, 417, 841. 300	
NUCOR CORP	27, 535	48. 860	1, 345, 360. 100	
CHENIERE ENERGY INC	19, 190	48. 290	926, 685. 100	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	39, 027	79. 880	3, 117, 476. 760	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	76, 641	10. 820	829, 255. 620	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	7, 813	199. 760	1, 560, 724. 880	
OGE ENERGY CORP	16, 028	32. 020	513, 216. 560	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	6, 256	449. 380	2, 811, 321. 280	
ORACLE CORP	174, 321	61. 150	10, 659, 729. 150	
PACCAR INC	28, 876	89. 220	2, 576, 316. 720	
PTC INC	9, 433	85. 940	810, 672. 020	
EXELON CORP	84, 578	39. 200	3, 315, 457. 600	
PARKER HANNIFIN CORP	11, 059	218. 110	2, 412, 078. 490	
PAYCHEX INC	27, 450	82. 400	2, 261, 880. 000	
ALIGN TECHNOLOGY INC	6, 181	328. 640	2, 031, 323. 840	
PPL CORPORATION	64, 630	28. 940	1, 870, 392. 200	
PEPSICO INC	117, 903	138. 440	16, 322, 491. 320	
PENTAIR PLC	12, 511	49. 590	620, 420. 490	
PFIZER INC	472, 167	36. 790	17, 371, 023. 930	
ESSENTIAL UTILITIES INC	18, 952	41. 640	789, 161. 280	
CONOCOPHILLIPS	90, 684	35. 130	3, 185, 728. 920	
PG&E CORP	91, 170	10. 760	980, 989. 200	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	13, 898	88. 070	1, 223, 996. 860	
ALTRIA GROUP INC	155, 809	40. 690	6, 339, 868. 210	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	35, 537	115. 480	4, 103, 812. 760	
BROWN & BROWN INC	20, 308	47. 220	958, 943. 760	
GARMIN LTD	12, 365	98. 820	1, 221, 909. 300	
PPG INDUSTRIES INC	19, 812	135. 880	2, 692, 054. 560	
IPG PHOTONICS CORP	3, 353	181. 030	606, 993. 590	
COSTCO WHOLESALE CORP	37, 525	369. 460	13, 863, 986. 500	
T ROWE PRICE GROUP INC	19, 161	142. 210	2, 724, 885. 810	
QUEST DIAGNOSTICS	10, 883	116. 670	1, 269, 719. 610	
PROCTER & GAMBLE CO	210, 115	142. 920	30, 029, 635. 800	
PROGRESSIVE CORP	49, 891	99. 880	4, 983, 113. 080	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	42, 278	57. 560	2, 433, 521. 680	

PULTE GROUP INC	21, 209	48. 980	1, 038, 816. 820	
GLOBAL PAYMENTS INC	24, 956	183. 780	4, 586, 413. 680	
QUALCOMM INC	95, 669	124. 870	11, 946, 188. 030	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	10, 744	78. 270	840, 932. 880	
EXACT SCIENCES CORP	12, 799	107. 940	1, 381, 524. 060	
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	4, 052	173. 190	701, 765. 880	
REGENERON PHARMACEUTICALS	8, 658	602. 070	5, 212, 722. 060	
REINSURANCE GROUP OF AMERICA INC	5, 042	105. 680	532, 838. 560	
RESMED INC	12, 197	176. 120	2, 148, 135. 640	
US BANCORP	113, 752	39. 170	4, 455, 665. 840	
SEAGEN INC	10, 296	200. 780	2, 067, 230. 880	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	34, 383	31. 530	1, 084, 095. 990	
ROSS STORES INC	29, 874	98. 410	2, 939, 900. 340	
ROLLINS INC	12, 378	57. 470	711, 363. 660	
ROPER TECHNOLOGIES INC	8, 746	414. 390	3, 624, 254. 940	
ROCKWELL AUTOMATION INC	9, 811	244. 280	2, 396, 631. 080	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	14, 075	71. 090	1, 000, 591. 750	
RPM INTERNATIONAL INC	11, 004	87. 240	959, 988. 960	
ACCENTURE PLC-CL A	54, 135	228. 690	12, 380, 133. 150	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	121, 606	57. 300	6, 968, 023. 800	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	10, 744	211. 440	2, 271, 711. 360	
THE TRAVELERS COMPANIES INC	21, 167	115. 830	2, 451, 773. 610	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	53, 168	149. 030	7, 923, 627. 040	
BOOKING HOLDINGS INC	3, 499	1, 817. 890	6, 360, 797. 110	
SCHLUMBERGER LTD	118, 219	16. 230	1, 918, 694. 370	
SCHWAB (CHARLES) CORP	130, 555	38. 230	4, 991, 117. 650	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	17, 440	147. 990	2, 580, 945. 600	
BUNGE LTD	13, 304	50. 470	671, 452. 880	
SEI INVESTMENTS CO	10, 653	55. 200	588, 045. 600	
ANTHEM INC	21, 541	294. 410	6, 341, 885. 810	
AMERISOURCEBERGEN CORP	12, 641	96. 860	1, 224, 407. 260	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	22, 175	42. 470	941, 772. 250	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	6, 848	698. 400	4, 782, 643. 200	
CENTENE CORP	48, 565	64. 200	3, 117, 873. 000	
SVB FINANCIAL GROUP	4, 532	274. 640	1, 244, 668. 480	
SMITH (A. O.) CORP	11, 351	57. 190	649, 163. 690	
SNAP-ON INC	5, 019	157. 210	789, 036. 990	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	33, 814	67. 880	2, 295, 294. 320	

ADVANCE AUTO PARTS	6, 226	155. 320	967, 022. 320	
EDISON INTERNATIONAL	31, 683	56. 090	1, 777, 099. 470	
SOUTHERN CO	89, 102	58. 740	5, 233, 851. 480	
TRUIST FINANCIAL CORP	115, 217	43. 210	4, 978, 526. 570	
SOUTHWEST AIRLINES	11, 791	39. 730	468, 456. 430	
AT&T INC	605, 395	28. 320	17, 144, 786. 400	
CHEVRON CORP	158, 783	74. 000	11, 749, 942. 000	
STANLEY BLACK & DECKER INC	13, 127	176. 660	2, 319, 015. 820	
STATE STREET CORP	29, 758	66. 430	1, 976, 823. 940	
STARBUCKS CORP	99, 520	90. 010	8, 957, 795. 200	
STEEL DYNAMICS INC	17, 547	32. 580	571, 681. 260	
STRYKER CORP	28, 850	222. 930	6, 431, 530. 500	
NETFLIX INC	37, 373	539. 440	20, 160, 491. 120	
NORTONLIFELOCK INC	48, 955	20. 985	1, 027, 320. 670	
KNIGHT SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	9, 793	40. 250	394, 168. 250	
SYNOPSYS INC	12, 716	222. 820	2, 833, 379. 120	
SYSCO CORP	42, 051	67. 980	2, 858, 626. 980	
INTUITIVE SURGICAL INC	9, 944	738. 190	7, 340, 561. 360	
TELEFLEX INC	4, 002	363. 510	1, 454, 767. 020	
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	88, 322	9. 830	868, 205. 260	
TERADYNE INC	14, 284	86. 100	1, 229, 852. 400	
TEXAS INSTRUMENTS INC	78, 155	150. 910	11, 794, 371. 050	
TEXTRON INC	19, 486	36. 760	716, 305. 360	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	33, 563	464. 700	15, 596, 726. 100	
TIFFANY & CO	8, 733	118. 410	1, 034, 074. 530	
GLOBE LIFE INC	9, 638	81. 790	788, 292. 020	
DAVITA INC	7, 993	87. 860	702, 264. 980	
TRACTOR SUPPLY CO	9, 573	149. 930	1, 435, 279. 890	
TRIMBLE INC	20, 073	51. 380	1, 031, 350. 740	
TYLER TECHNOLOGIES INC	3, 473	389. 280	1, 351, 969. 440	
TYSON FOODS INC	24, 980	57. 980	1, 448, 340. 400	
UGI CORP	20, 168	34. 840	702, 653. 120	
UNION PACIFIC CORP	57, 730	205. 780	11, 879, 679. 400	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	129, 284	59. 910	7, 745, 404. 440	
UNITEDHEALTH GROUP INC	80, 617	327. 840	26, 429, 477. 280	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	6, 153	111. 730	687, 474. 690	
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	7, 226	171. 900	1, 242, 149. 400	
VF CORP	28, 712	77. 610	2, 228, 338. 320	
VIACOMCBS INC	45, 361	28. 915	1, 311, 613. 310	

VERTEX PHARMACEUTICALS INC	21,766	269.950	5,875,731.700	
VULCAN MATERIALS CO	11,057	150.780	1,667,174.460	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	62,849	36.340	2,283,932.660	
WALMART INC	120,430	142.780	17,194,995.400	
WASTE MANAGEMENT INC	35,061	115.350	4,044,286.350	
WATERS CORP	5,211	202.800	1,056,790.800	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6,271	298.280	1,870,513.880	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	9,176	118.680	1,089,007.680	
VAIL RESORTS INC	3,109	241.640	751,258.760	
WESTERN DIGITAL CORP	25,867	38.120	986,050.040	
WABTEC CORP	16,257	64.510	1,048,739.070	
WHIRLPOOL CORP	5,767	201.400	1,161,473.800	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	14,165	154.280	2,185,376.200	
WYNN RESORTS LTD	8,639	72.670	627,796.130	
NASDAQ INC	10,097	125.060	1,262,730.820	
CME GROUP INC	30,562	169.410	5,177,508.420	
WILLIAMS COS INC	102,608	19.420	1,992,647.360	
LKQ CORP	23,691	30.520	723,049.320	
ALLIANT ENERGY CORP	22,818	54.740	1,249,057.320	
WEC ENERGY GROUP INC	26,631	99.440	2,648,186.640	
CARMAX INC	14,209	94.960	1,349,286.640	
XILINX INC	20,586	120.940	2,489,670.840	
TJX COMPANIES INC	102,473	58.190	5,962,903.870	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP	4,227	284.000	1,200,468.000	
ZIONS BANCORP NA	13,142	31.575	414,958.650	
DAIRY FARM INTERNATIONAL HLDNGS	27,400	3.880	106,312.000	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	108,700	3.760	408,712.000	
JARDINE MATHESON HOLDINGS LTD	17,800	42.930	764,154.000	
JARDINE STRATEGIC HOLDINGS LTD	17,100	21.150	361,665.000	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	9,381	147.000	1,379,007.000	
SIGNATURE BANK	4,171	84.660	353,116.860	
CBRE GROUP INC	29,617	49.900	1,477,888.300	
LIBERTY GLOBAL PLC	12,732	22.070	280,995.240	
REGIONS FINANCIAL CORP	86,425	12.790	1,105,375.750	
DOMINO'S PIZZA INC	3,212	390.950	1,255,731.400	
T-MOBILE US INC	47,357	117.230	5,551,661.110	
LAS VEGAS SANDS CORP	27,755	45.720	1,268,958.600	
MOSAIC CO/THE	28,249	19.710	556,787.790	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	3,209	522.050	1,675,258.450	
CELANESE CORP	9,803	117.840	1,155,185.520	

DEXCOM INC	7, 690	386. 000	2, 968, 340. 000	
DISCOVERY INC-A	10, 423	22. 240	231, 807. 520	
EXPEDIA GROUP INC	11, 508	96. 300	1, 108, 220. 400	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	18, 475	31. 330	578, 821. 750	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	10, 614	170. 340	1, 807, 988. 760	
LIBERTY GLOBAL PLC-SERIES C	34, 023	21. 620	735, 577. 260	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	46, 643	101. 390	4, 729, 133. 770	
LIVE NATION	13, 804	56. 830	784, 481. 320	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2, 229	1, 281. 990	2, 857, 555. 710	
TRANSDIGM GROUP INC	4, 416	485. 000	2, 141, 760. 000	
MASTERCARD INC	75, 903	352. 390	26, 747, 458. 170	
WESTERN UNION CO	35, 367	22. 230	786, 208. 410	
OWENS CORNING	10, 151	74. 940	760, 715. 940	
LEIDOS HOLDINGS INC	11, 057	90. 870	1, 004, 749. 590	
AERCAP HOLDINGS NV	8, 807	27. 770	244, 570. 390	
MELCO RESORTS & ENTERTAINMENT-ADR	17, 350	15. 440	267, 884. 000	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	9, 176	140. 840	1, 292, 347. 840	
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL INC	40, 369	10. 830	437, 196. 270	
DELTA AIR LINES INC	11, 158	32. 810	366, 093. 980	
INSULET CORP	5, 566	248. 590	1, 383, 651. 940	
DISCOVER FINANCIAL	24, 889	64. 890	1, 615, 047. 210	
TE CONNECTIVITY LTD	27, 872	107. 350	2, 992, 059. 200	
MASIMO CORP	4, 505	242. 430	1, 092, 147. 150	
CONCHO RESOURCES INC/MIDLAND TX	16, 401	45. 030	738, 537. 030	
LULULEMON ATHLETICA INC	10, 304	346. 460	3, 569, 923. 840	
VMWARE INC	6, 532	151. 480	989, 467. 360	
MERCADOLIBRE INC	3, 718	1, 199. 840	4, 461, 005. 120	
ULTA BEAUTY INC	4, 538	233. 550	1, 059, 849. 900	
INVESCO LTD	33, 443	13. 110	438, 437. 730	
MSCI INC	7, 090	352. 330	2, 498, 019. 700	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	132, 339	78. 880	10, 438, 900. 320	
VISA INC	143, 250	206. 640	29, 601, 180. 000	
KEURIG DR PEPPER INC	30, 182	29. 250	882, 823. 500	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	15, 412	155. 750	2, 400, 419. 000	
DISCOVERY INC-C	30, 421	19. 965	607, 355. 260	
MARATHON PETROLEUM CORP	55, 102	30. 120	1, 659, 672. 240	
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	11, 744	88. 690	1, 041, 575. 360	

KINDER MORGAN INC/DELAWARE	172, 897	12. 820	2, 216, 539. 540	
XYLEM INC	15, 151	90. 590	1, 372, 529. 090	
LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	22, 598	79. 840	1, 804, 224. 320	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	3, 484	149. 980	522, 530. 320	
SPLUNK INC	13, 312	212. 430	2, 827, 868. 160	
EPAM SYSTEMS INC	4, 783	337. 250	1, 613, 066. 750	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	14, 814	46. 550	689, 591. 700	
HCA HEALTHCARE INC	22, 479	133. 960	3, 011, 286. 840	
VERISK ANALYTICS INC	12, 967	187. 180	2, 427, 163. 060	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	4, 273	155. 410	664, 066. 930	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	7, 095	247. 110	1, 753, 245. 450	
FIRST REPUBLIC BANK/SAN FRANCISCO CA	13, 975	123. 720	1, 728, 987. 000	
NXP SEMICONDUCTOR NV	23, 392	141. 530	3, 310, 669. 760	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDING CORP	11, 667	81. 160	946, 893. 720	
LEAR CORP	4, 681	129. 540	606, 376. 740	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	8, 622	85. 360	735, 973. 920	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	20, 243	64. 090	1, 297, 373. 870	
DOLLAR GENERAL CORP	21, 538	220. 980	4, 759, 467. 240	
FORTINET INC	10, 939	126. 180	1, 380, 283. 020	
TESLA INC	63, 003	434. 000	27, 343, 302. 000	
GENERAL MOTORS CO	108, 381	32. 160	3, 485, 532. 960	
XPO LOGISTICS INC	7, 614	95. 270	725, 385. 780	
ALLY FINANCIAL INC	34, 925	27. 850	972, 661. 250	
VOYA FINANCIAL INC	10, 273	49. 220	505, 637. 060	
APTIV PLC	22, 755	98. 060	2, 231, 355. 300	
PHILLIPS 66	37, 121	53. 040	1, 968, 897. 840	
GUIDEWIRE SOFTWARE INC	7, 172	115. 470	828, 150. 840	
FACEBOOK INC	204, 154	264. 450	53, 988, 525. 300	
IQVIA HOLDINGS INC	16, 071	166. 760	2, 679, 999. 960	
DIAMONDBACK ENERGY INC	16, 000	30. 690	491, 040. 000	
SERVICENOW INC	16, 267	508. 610	8, 273, 558. 870	
PALO ALTO NETWORKS INC	8, 043	252. 520	2, 031, 018. 360	
WORKDAY INC	14, 623	225. 730	3, 300, 849. 790	
ABBVIE INC	150, 172	87. 700	13, 170, 084. 400	
ZOETIS INC	40, 601	165. 430	6, 716, 623. 430	
NEWS CORP/NEW-CL A	30, 263	14. 245	431, 096. 430	
HD SUPPLY HOLDINGS INC	14, 075	42. 880	603, 536. 000	
CDW CORP	12, 538	125. 990	1, 579, 662. 620	
HOWMET AEROSPACE INC	30, 749	18. 300	562, 706. 700	
TWILIO INC	10, 273	306. 240	3, 146, 003. 520	

COUPA SOFTWARE INC	5, 637	304. 350	1, 715, 620. 950	
SNAP INC	75, 279	27. 000	2, 032, 533. 000	
TRADE DESK INC A	3, 466	613. 110	2, 125, 039. 260	
LIBERTY MEDIA CORP– LIBERTY–C	19, 546	37. 170	726, 524. 820	
LIBERTY SIRIUSXM GROUP–A	8, 324	35. 330	294, 086. 920	
LIBERTY SIRIUSXM GROUP–C	14, 205	35. 140	499, 163. 700	
OKTA INC	9, 766	236. 450	2, 309, 170. 700	
BLACK KNIGHT INC	13, 042	90. 490	1, 180, 170. 580	
BAKER HUGHES CO	51, 005	13. 200	673, 266. 000	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	13, 181	73. 210	964, 981. 010	
ALTICE USA INC–A	28, 646	27. 200	779, 171. 200	
BROADCOM INC	34, 040	376. 700	12, 822, 868. 000	
RINGCENTRAL INC–CLASS A	6, 207	287. 410	1, 783, 953. 870	
MONGODB INC	4, 188	259. 070	1, 084, 985. 160	
BURLINGTON STORES INC	5, 602	218. 950	1, 226, 557. 900	
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	35, 824	33. 100	1, 185, 774. 400	
VEEVA SYSTEMS INC	11, 332	294. 120	3, 332, 967. 840	
TWITTER INC	66, 138	45. 900	3, 035, 734. 200	
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING PLC	13, 214	47. 740	630, 836. 360	
EVERGY INC	18, 388	52. 930	973, 276. 840	
ALLEGION PLC	7, 469	103. 990	776, 701. 310	
STERIS PLC	7, 390	188. 450	1, 392, 645. 500	
DOCUSIGN INC	14, 553	225. 600	3, 283, 156. 800	
WIX. COM LTD	4, 454	291. 820	1, 299, 766. 280	
DROPBOX INC	17, 573	20. 390	358, 313. 470	
KKR & CO INC	43, 097	35. 830	1, 544, 165. 510	
PERRIGO CO PLC	10, 553	45. 860	483, 960. 580	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS INC	13, 555	492. 410	6, 674, 617. 550	
MODERNA INC	23, 007	73. 000	1, 679, 511. 000	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	24, 001	91. 370	2, 192, 971. 370	
ARAMARK	18, 632	28. 490	530, 825. 680	
VONTIER CORP	10, 392	28. 110	292, 119. 120	
CIGNA CORP	31, 734	176. 400	5, 597, 877. 600	
DELL TECHNOLOGIES INC	20, 586	68. 390	1, 407, 876. 540	
DOW INC	61, 890	49. 360	3, 054, 890. 400	
AMCOR PLC	130, 000	11. 420	1, 484, 600. 000	
PINTEREST INC	34, 445	43. 390	1, 494, 568. 550	
PELOTON INTERACTIVE INC	16, 480	123. 020	2, 027, 369. 600	
FOX CORP–A	31, 751	29. 190	926, 811. 690	
FOX CORP–B	13, 009	29. 200	379, 862. 800	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	12, 052	143. 570	1, 730, 305. 640	
AVANTOR INC	36, 868	24. 480	902, 528. 640	
DYNATRACE INC	15, 949	43. 050	686, 604. 450	

TRADEWEB MARKETS INC	7, 065	58. 770	415, 210. 050	
CARRIER GLOBAL CORP	69, 248	32. 230	2, 231, 863. 040	
OTIS WORLDWIDE CORP	34, 448	65. 350	2, 251, 176. 800	
UBER TECHNOLOGIES INC	79, 977	37. 270	2, 980, 742. 790	
CORTEVA INC	62, 843	33. 430	2, 100, 841. 490	
MATCH GROUP INC	20, 510	112. 380	2, 304, 913. 800	
SLACK TECHNOLOGIES INC	32, 512	31. 000	1, 007, 872. 000	
BLACKSTONE GROUP INC	55, 746	54. 720	3, 050, 421. 120	
CARLYLE GROUP INC	12, 509	26. 800	335, 241. 200	
DATADOG INC	11, 247	111. 790	1, 257, 302. 130	
INGERSOLL RAND INC	28, 361	37. 130	1, 053, 043. 930	
PAYCOM SOFTWARE INC	4, 330	366. 000	1, 584, 780. 000	
AON PLC	19, 716	209. 190	4, 124, 390. 040	
IAC/INTERACTIVECORP	6, 364	125. 090	796, 072. 760	
SNOWFLAKE INC	3, 274	238. 000	779, 212. 000	
ARISTA NETWORKS INC	5, 042	227. 610	1, 147, 609. 620	
IHS MARKIT LTD	32, 101	78. 680	2, 525, 706. 680	
FNF GROUP	21, 372	33. 480	715, 534. 560	
CATALENT INC	13, 173	94. 480	1, 244, 585. 040	
SYNCHRONY FINANCIAL	45, 491	28. 840	1, 311, 960. 440	
CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	34, 959	27. 960	977, 453. 640	
CYBERARK SOFTWARE LTD	3, 457	114. 000	394, 098. 000	
CDK GLOBAL INC	9, 969	43. 670	435, 346. 230	
WAYFAIR INC	5, 543	296. 190	1, 641, 781. 170	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	15, 869	105. 260	1, 670, 370. 940	
QORVO INC	10, 168	137. 870	1, 401, 862. 160	
LIBERTY BROADBAND CORP W/I	2, 947	146. 410	431, 470. 270	
LIBERTY BROADBAND CORP-C W/I	8, 307	147. 260	1, 223, 288. 820	
AXALTA COATING SYSTEMS LTD	17, 018	25. 690	437, 192. 420	
GODADDY INC	14, 540	76. 830	1, 117, 108. 200	
NIELSEN HOLDINGS PLC	26, 204	13. 750	360, 305. 000	
TRANSUNION	16, 760	89. 220	1, 495, 327. 200	
SQUARE INC	30, 974	187. 280	5, 800, 810. 720	
DUPONT DE NEMOURS INC	61, 404	59. 310	3, 641, 871. 240	
COCA-COLA EUROPEAN PARTNERS PLC	18, 296	40. 230	736, 048. 080	
TELADOC HEALTH INC	6, 001	218. 110	1, 308, 878. 110	
WESTROCK CO	22, 778	37. 800	861, 008. 400	
KRAFT HEINZ CO	56, 879	31. 110	1, 769, 505. 690	
FORTIVE CORP	25, 981	69. 820	1, 813, 993. 420	
WASTE CONNECTIONS INC	22, 342	103. 760	2, 318, 205. 920	
ALPHABET INC-CL A	25, 660	1, 510. 450	38, 758, 147. 000	

HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	105, 599	9. 810	1, 035, 926. 190	
PAYPAL HOLDINGS INC	94, 839	197. 270	18, 708, 889. 530	
EQUITABLE HOLDINGS INC	35, 277	20. 810	734, 114. 370	
SUNRUN INC	10, 000	71. 430	714, 300. 000	
ZILLOW GROUP INC-C	12, 061	104. 260	1, 257, 479. 860	
ALPHABET INC-CL C	25, 497	1, 515. 220	38, 633, 564. 340	
BEIGENE LTD ADR	3, 159	312. 660	987, 692. 940	
ZSCALER INC	6, 193	151. 960	941, 088. 280	
CABLE ONE INC	392	1, 835. 860	719, 657. 120	
LINDE PLC	44, 682	239. 940	10, 720, 999. 080	
ATHENE HOLDING LTD	11, 847	37. 010	438, 457. 470	
ROKU INC	8, 597	223. 950	1, 925, 298. 150	
AVALARA INC	6, 312	152. 200	960, 686. 400	
CHARTER COMMUNICATIONS INC	12, 304	635. 640	7, 820, 914. 560	
VISTRA CORP	38, 032	17. 990	684, 195. 680	
アメリカ・ドル 小計	26, 238, 514		2, 564, 543, 655. 500 (270, 969, 682, 642)	
イギリス・ポン ド	ANTOFAGASTA PLC	31, 798	10. 145	322, 590. 710
	ASHTEAD GROUP	38, 916	29. 130	1, 133, 623. 080
	SEVERN TRENT PLC	21, 933	24. 760	543, 061. 080
	BHP GROUP PLC	176, 526	16. 666	2, 941, 982. 310
	BARCLAYS PLC	1, 493, 804	1. 072	1, 601, 357. 880
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	82, 283	5. 426	446, 467. 550
	BT GROUP PLC	723, 199	1. 071	774, 546. 120
	BUNZL PLC	28, 834	24. 800	715, 083. 200
	AVIVA PLC	318, 596	2. 957	942, 088. 370
	CRODA INTERNATIONAL	10, 391	63. 160	656, 295. 560
	DIAGEO PLC	200, 522	26. 990	5, 412, 088. 780
	SCHRODERS PLC	11, 354	27. 950	317, 344. 300
	DCC PLC	7, 898	54. 020	426, 649. 960
	NATIONAL GRID PLC	302, 045	9. 350	2, 824, 120. 750
	KINGFISHER PLC	165, 680	3. 055	506, 152. 400
	BAE SYSTEMS PLC	273, 749	4. 983	1, 364, 091. 260
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	194, 304	27. 100	5, 265, 638. 400
	HALMA PLC	31, 901	24. 480	780, 936. 480
	NEXT PLC	11, 467	64. 580	740, 538. 860
	IMPERIAL BRANDS PLC	78, 235	13. 540	1, 059, 301. 900
	JOHNSON MATTHEY PLC	15, 017	24. 210	363, 561. 570
	ANGLO AMERICAN PLC	107, 554	19. 504	2, 097, 733. 210
	COMPASS GROUP PLC	149, 561	12. 545	1, 876, 242. 740
	HSBC HOLDINGS PLC	1, 738, 070	3. 094	5, 377, 588. 580
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	514, 692	1. 983	1, 020, 634. 230

UNILEVER PLC	98, 261	48. 470	4, 762, 710. 670	
MORRISON <WM. > SUPERMARKETS	230, 212	1. 726	397, 345. 910	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	54, 487	8. 870	483, 299. 690	
RSA INSURANCE GROUP PLC GRP	80, 864	4. 460	360, 653. 440	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	31, 166	19. 085	594, 803. 110	
PEARSON PLC	65, 009	5. 692	370, 031. 220	
PERSIMMON PLC	28, 126	25. 860	727, 338. 360	
PRUDENTIAL PLC	217, 400	11. 630	2, 528, 362. 000	
RIO TINTO PLC	93, 813	48. 005	4, 503, 493. 060	
VODAFONE GROUP PLC	2, 224, 388	1. 111	2, 471, 295. 060	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	60, 723	74. 220	4, 506, 861. 060	
RELX PLC	165, 948	16. 930	2, 809, 499. 640	
RENTOKIL INITIAL PLC	146, 366	5. 410	791, 840. 060	
ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	170, 969	2. 232	381, 602. 800	
NATWEST GROUP PLC	423, 054	1. 136	480, 589. 340	
ST JAMES'S PLACE PLC	51, 671	9. 752	503, 895. 590	
SSE PLC	88, 646	12. 960	1, 148, 852. 160	
BP PLC	1, 738, 300	2. 221	3, 860, 764. 300	
SAGE GROUP PLC (THE)	87, 111	7. 208	627, 896. 080	
SMITHS GROUP PLC	31, 720	14. 425	457, 561. 000	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	6, 574	112. 200	737, 602. 800	
STANDARD CHARTERED PLC	220, 443	3. 768	830, 629. 220	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	6, 109, 041	0. 282	1, 722, 749. 560	
TAYLOR WIMPLEY PLC	346, 794	1. 202	416, 846. 380	
TESCO PLC	816, 229	2. 196	1, 792, 438. 880	
3I GROUP PLC	86, 921	10. 740	933, 531. 540	
SMITH & NEPHEW PLC	76, 928	15. 260	1, 173, 921. 280	
GLAXOSMITHKLINE PLC	429, 091	14. 472	6, 209, 804. 950	
LONDON STOCK EXCHANGE PLC	26, 272	88. 800	2, 332, 953. 600	
WPP PLC	111, 598	6. 692	746, 813. 810	
ASTRAZENECA PLC	111, 745	84. 240	9, 413, 398. 800	
WHITBREAD PLC	18, 594	24. 030	446, 813. 820	
INTERTEK GROUP PLC	13, 842	61. 880	856, 542. 960	
BURBERRY GROUP PLC	31, 686	16. 025	507, 768. 150	
INTERCONTINENTAL HOTELS	16, 270	43. 390	705, 955. 300	
SAINSBURY (J) PLC	137, 215	2. 003	274, 841. 640	
ADMIRAL GROUP PLC	15, 893	26. 840	426, 568. 120	
THE BERKELEY GROUP HOLDINGS	11, 581	44. 630	516, 860. 030	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	346, 240	10. 164	3, 519, 183. 360	

ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	320, 155	9. 789	3, 133, 997. 290	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	13, 010	26. 950	350, 619. 500	
AVEVA GROUP PLC	5, 704	47. 360	270, 141. 440	
STANDARD LIFE ABERDEEN PLC	206, 313	2. 480	511, 656. 240	
EXPERIAN PLC	75, 976	29. 660	2, 253, 448. 160	
MONDI PLC	39, 767	16. 575	659, 138. 020	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	28, 011	15. 400	431, 369. 400	
OCADO GROUP PLC	39, 210	23. 820	933, 982. 200	
INFORMA PLC	140, 904	4. 207	592, 783. 120	
GLENCORE PLC	836, 468	1. 730	1, 447, 089. 640	
GVC HOLDINGS PLC	49, 618	10. 905	541, 084. 290	
EVRAZ PLC	48, 765	3. 567	173, 944. 750	
DIRECT LINE INSURANCE GROUP PLC	112, 694	2. 782	313, 514. 700	
COCA-COLA HBC AG	15, 208	19. 510	296, 708. 080	
FERGUSON PLC	18, 896	80. 480	1, 520, 750. 080	
M&G PLC	204, 940	1. 691	346, 553. 540	
JD SPORTS FASHION PLC	32, 086	7. 848	251, 810. 920	
AUTO TRADER GROUP PLC	76, 348	5. 694	434, 725. 510	
MELROSE INDUSTRIES PLC	364, 735	1. 323	482, 544. 400	
イギリス・ポンド 小計	24, 378, 328		120, 789, 499. 310 (16, 624, 258, 790)	
イスラエル・シ ュケル	BANK HAPOALIM BM	102, 359	19. 980	2, 045, 132. 820
	BANK LEUMI LE-ISRAEL BM	130, 703	16. 000	2, 091, 248. 000
	ELBIT SYSTEMS LTD	1, 760	423. 600	745, 536. 000
	ISRAEL DISCOUNT BANK LTD	102, 134	10. 060	1, 027, 468. 040
	ICL GROUP LTD	49, 411	13. 230	653, 707. 530
	NICE LTD	4, 902	789. 400	3, 869, 638. 800
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	10, 444	64. 730	676, 040. 120
	AZRIELI GROUP	2, 291	164. 500	376, 869. 500
イスラエル・シユケル 小計	404, 004		11, 485, 640. 810 (359, 155, 988)	
オーストラリ ア・ドル	RAMSAY HEALTH CARE LTD	16, 854	68. 940	1, 161, 914. 760
	AUST AND NZ BANKING GROUP LT	235, 974	18. 610	4, 391, 476. 140
	WESTPAC BANKING CORPORATION	314, 735	18. 210	5, 731, 324. 350
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	142, 206	16. 950	2, 410, 391. 700
	TELSTRA CORP LTD	364, 409	2. 770	1, 009, 412. 930
	AMP LTD	302, 414	1. 415	427, 915. 810
	ASX LTD	15, 573	82. 280	1, 281, 346. 440
	BHP GROUP LTD	252, 951	36. 580	9, 252, 947. 580

AMPOL LTD	20, 946	24. 540	514, 014. 840	
COMPUTERSHARE LT	38, 040	12. 940	492, 237. 600	
CSL LIMITED	38, 853	295. 320	11, 474, 067. 960	
REA GROUP LTD	4, 119	119. 630	492, 755. 970	
TRANSURBAN GROUP	230, 892	13. 970	3, 225, 561. 240	
COCA-COLA AMATIL LTD	52, 693	10. 000	526, 930. 000	
COCHLEAR LTD	5, 533	209. 890	1, 161, 321. 370	
ORIGIN ENERGY LTD	132, 860	4. 440	589, 898. 400	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	149, 393	67. 710	10, 115, 400. 030	
RIO TINTO LIMITED	31, 595	97. 500	3, 080, 512. 500	
APA GROUP	94, 106	10. 670	1, 004, 111. 020	
ARISTOCRAT LEISU	51, 717	30. 810	1, 593, 400. 770	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	177, 176	4. 730	838, 042. 480	
TPG TELECOM LTD	28, 719	7. 440	213, 669. 360	
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	39, 839	35. 660	1, 420, 658. 740	
ORICA LTD	41, 311	16. 650	687, 828. 150	
CIMIC GROUP LTD	8, 709	22. 170	193, 078. 530	
LEND LEASE CORP LTD	62, 116	11. 980	744, 149. 680	
BLUESCOPE STEEL LTD	36, 941	14. 250	526, 409. 250	
SYDNEY AIRPORT	116, 056	6. 020	698, 657. 120	
MACQUARIE GROUP LTD	28, 020	129. 770	3, 636, 155. 400	
SUNCORP GROUP LTD	117, 454	8. 790	1, 032, 420. 660	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	278, 308	18. 690	5, 201, 576. 520	
NEWCREST MINING LTD	66, 127	31. 260	2, 067, 130. 020	
OIL SEARCH LTD	197, 895	2. 890	571, 916. 550	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	62, 282	4. 320	269, 058. 240	
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	117, 359	9. 180	1, 077, 355. 620	
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	63, 404	15. 950	1, 011, 293. 800	
SANTOS LTD	132, 862	5. 110	678, 924. 820	
SONIC HEALTHCARE	40, 148	34. 520	1, 385, 908. 960	
WASHINGTON H SOUL PATTINSON & CO LTD	15, 775	25. 820	407, 310. 500	
TABCORP HOLDINGS LTD	205, 649	3. 520	723, 884. 480	
WESFARMERS LTD	100, 057	46. 480	4, 650, 649. 360	
WOODSIDE PETROLEUM LTD	86, 196	18. 380	1, 584, 282. 480	
WOOLWORTHS GROUP LTD	106, 718	37. 760	4, 029, 671. 680	
MAGELLAN FINANCIAL GROUP LTD	9, 995	62. 730	626, 986. 350	
SEEK LTD	25, 899	23. 390	605, 777. 610	
AUSNET SERVICES	165, 066	1. 980	326, 830. 680	
AGL ENERGY LTD	49, 076	13. 500	662, 526. 000	
BRAMBLES LTD	127, 166	10. 600	1, 347, 959. 600	

CROWN RESORTS LTD	32, 861	8. 980	295, 091. 780	
EVOLUTION MINING LTD	140, 964	5. 900	831, 687. 600	
AURIZON HOLDINGS LTD	150, 150	4. 310	647, 146. 500	
TREASURY WINE ESTATES LTD	57, 667	9. 190	529, 959. 730	
AFTERPAY LTD	18, 322	89. 510	1, 640, 002. 220	
MEDIBANK PVT LTD	206, 910	2. 610	540, 035. 100	
SOUTH32 LTD (AUD)	482, 851	2. 190	1, 057, 443. 690	
COLES GROUP LTD	109, 456	17. 520	1, 917, 669. 120	
WISETECH GLOBAL LTD	8, 000	26. 840	214, 720. 000	
オーストラリア・ドル 小計	6, 209, 367		104, 830, 809. 790 (7, 991, 252, 630)	
カナダ・ドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	20, 578	108. 560	2, 233, 947. 680
	ALIMENTATION COUCHE TARD INC	72, 789	45. 240	3, 292, 974. 360
	BARRICK GOLD CORP	148, 244	36. 810	5, 456, 861. 640
	ATCO LTD	7, 193	38. 780	278, 944. 540
	BANK OF MONTREAL	53, 729	81. 780	4, 393, 957. 620
	BANK OF NOVA SCOTIA	104, 206	56. 430	5, 880, 344. 580
	NATIONAL BANK OF CANADA	29, 132	67. 760	1, 973, 984. 320
	BCE INC	11, 673	55. 700	650, 186. 100
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT	112, 408	46. 180	5, 191, 001. 440
	BAUSCH HEALTH COS INC	28, 192	22. 940	646, 724. 480
	SAPUTO INC	18, 601	35. 190	654, 569. 190
	BLACKBERRY LTD	39, 652	6. 220	246, 635. 440
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES CO	46, 369	20. 570	953, 810. 330
	CGI INC	19, 859	90. 910	1, 805, 381. 690
	CCL INDUSTRIES INC	11, 340	51. 740	586, 731. 600
	CAE INC	19, 684	21. 180	416, 907. 120
	CAMECO CORP	32, 627	12. 800	417, 625. 600
	ROGERS COMM-CL B	31, 543	53. 860	1, 698, 905. 980
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	37, 542	101. 600	3, 814, 267. 200
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	100, 758	23. 450	2, 362, 775. 100
	CANADIAN TIRE CORP-CL A	4, 862	143. 910	699, 690. 420
	CANADIAN UTILITIES LTD	9, 119	33. 340	304, 027. 460
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	60, 930	144. 430	8, 800, 119. 900
	YAMANA GOLD INC	84, 317	8. 100	682, 967. 700
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	15, 911	29. 690	472, 397. 590
	OPEN TEXT CORP	21, 795	55. 570	1, 211, 148. 150
	EMPIRE CO LTD	15, 093	39. 320	593, 456. 760
	KINROSS GOLD CORP	99, 741	11. 940	1, 190, 907. 540
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS INC	9, 963	85. 620	853, 032. 060
	FORTIS INC	38, 963	54. 900	2, 139, 068. 700

FIRST QUANTUM MINERALS LTD	49, 694	12. 740	633, 101. 560	
TELUS CORP	31, 890	24. 120	769, 186. 800	
GREAT WEST LIFECO INC	25, 250	27. 770	701, 192. 500	
IMPERIAL OIL LTD	21, 542	16. 520	355, 873. 840	
ENBRIDGE INC	173, 690	39. 210	6, 810, 384. 900	
IGM FINANCIAL INC	12, 428	31. 770	394, 837. 560	
MANULIFE FINANCIAL CORP	170, 395	19. 260	3, 281, 807. 700	
LOBLAW CO LTD	15, 136	68. 860	1, 042, 264. 960	
MAGNA INTERNATIONAL INC	23, 678	69. 570	1, 647, 278. 460	
SUN LIFE FINANCIAL INC	48, 404	55. 550	2, 688, 842. 200	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	2, 072	410. 840	851, 260. 480	
METRO INC	23, 314	63. 410	1, 478, 340. 740	
EMERA INC	22, 901	56. 040	1, 283, 372. 040	
ONEX CORP	6, 646	61. 070	405, 871. 220	
PAN AMERICAN SILVER CORP	18, 766	44. 860	841, 842. 760	
POWER CORP OF CANADA	46, 551	27. 000	1, 256, 877. 000	
QUEBECOR INC-B	16, 042	32. 850	526, 979. 700	
ROYAL BANK OF CANADA	119, 582	97. 350	11, 641, 307. 700	
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	11, 496	412. 110	4, 737, 616. 560	
SHAW COMM INC-B	43, 484	23. 570	1, 024, 917. 880	
SUNCOR ENERGY INC	130, 806	16. 880	2, 208, 005. 280	
LUNDIN MINING CORP	43, 480	7. 670	333, 491. 600	
TECK RESOURCES LTD-CL B	41, 016	18. 280	749, 772. 480	
THOMSON REUTERS CORP	15, 049	108. 140	1, 627, 398. 860	
TORONTO DOMINION BANK (THE) C\$	154, 106	61. 540	9, 483, 683. 240	
TC ENERGY CORP	78, 459	57. 420	4, 505, 115. 780	
WESTON (GEORGE) LTD	6, 184	97. 000	599, 848. 000	
INTACT FINANCIAL CORP	12, 515	145. 120	1, 816, 176. 800	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	36, 085	66. 950	2, 415, 890. 750	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	1, 731	1, 513. 850	2, 620, 474. 350	
FRANCO-NEVADA CORP NPR	16, 165	185. 200	2, 993, 758. 000	
B2GOLD CORP	101, 675	9. 100	925, 242. 500	
CI FINANCIAL CORP	20, 285	18. 130	367, 767. 050	
KEYERA CORP	16, 668	21. 660	361, 028. 880	
PARKLAND CORP	10, 583	36. 830	389, 771. 890	
ALTAGAS LTD	23, 944	16. 400	392, 681. 600	
PEMBINA PIPELINE CORP	43, 740	29. 240	1, 278, 957. 600	
DOLLARAMA INC	23, 536	51. 740	1, 217, 752. 640	
CENOVUS ENERGY INC W/I	80, 721	5. 320	429, 435. 720	
TMX GROUP LTD	5, 058	135. 120	683, 436. 960	
KIRKLAND LAKE GOLD LTD	21, 840	67. 170	1, 466, 992. 800	

	INTER PIPELINE LTD	41, 863	13. 220	553, 428. 860	
	NUTRIEN LTD	51, 368	53. 800	2, 763, 598. 400	
	CRONOS GROUP INC	16, 000	7. 540	120, 640. 000	
	SSR MINING INC	18, 000	25. 310	455, 580. 000	
	WSP GLOBAL INC	10, 194	87. 320	890, 140. 080	
	IA FINANCIAL CORP INC	8, 104	47. 490	384, 858. 960	
	AIR CANADA	10, 722	16. 090	172, 516. 980	
	RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	25, 176	78. 250	1, 970, 022. 000	
	SHOPIFY INC	9, 152	1, 438. 680	13, 166, 799. 360	
	CANOPY GROWTH CORP	18, 634	23. 660	440, 880. 440	
	HYDRO ONE LTD	27, 340	29. 400	803, 796. 000	
カナダ・ドル 小計		3, 309, 973		160, 865, 452. 710 (12, 940, 017, 016)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE TECH ENG	125, 000	3. 590	448, 750. 000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	155, 700	21. 050	3, 277, 485. 000	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	36, 400	7. 750	282, 100. 000	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	5, 944	18. 190	108, 121. 360	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	68, 900	9. 070	624, 923. 000	
	CAPITALAND LTD	204, 515	2. 780	568, 551. 700	
	GENTING SINGAPORE LTD	426, 800	0. 695	296, 626. 000	
	KEPPEL CORP LTD	134, 900	4. 490	605, 701. 000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	271, 653	8. 590	2, 333, 499. 270	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	676, 822	2. 170	1, 468, 703. 740	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	160, 850	3. 510	564, 583. 500	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	102, 400	19. 450	1, 991, 680. 000	
	UOL GROUP LIMITED	40, 500	6. 760	273, 780. 000	
	VENTURE CORP LTD	21, 000	20. 280	425, 880. 000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	142, 300	4. 610	656, 003. 000	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING HOLDINGS LTD	188, 800	0. 975	184, 080. 000	
シンガポール・ドル 小計		2, 762, 484		14, 110, 467. 570 (1, 100, 334, 261)	
スイス・フラン	CREDIT SUISSE GROUP AG	208, 841	9. 572	1, 999, 026. 050	
	LOGITECH INTL-REG	14, 429	72. 280	1, 042, 928. 120	
	NESTLE SA-REGISTERED	252, 716	108. 660	27, 460, 120. 560	
	CIE FINANC RICHEMONT	43, 922	62. 520	2, 746, 003. 440	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	59, 819	320. 800	19, 189, 935. 200	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3, 467	246. 000	852, 882. 000	
	SIKA INHABER	11, 880	234. 600	2, 787, 048. 000	
	SGS SA-REG	538	2, 440. 000	1, 312, 720. 000	
	NOVARTIS AG-REG SHS	188, 903	80. 660	15, 236, 915. 980	

BALOISE HOLDING AG -R	4, 259	136. 100	579, 649. 900	
BARRY CALLEBAUT AG	265	2, 078. 000	550, 670. 000	
CLARIANT AG-REG	19, 979	18. 555	370, 710. 340	
SWISSCOM AG-REG	2, 159	494. 100	1, 066, 761. 900	
ABB LTD	157, 946	24. 350	3, 845, 985. 100	
ADECCO GROUP AG-REG	12, 944	50. 800	657, 555. 200	
GEBERIT AG	3, 181	545. 000	1, 733, 645. 000	
LONZA GROUP AG-REG	6, 246	557. 200	3, 480, 271. 200	
LINDT & SPRUENGLI PART	95	8, 020. 000	761, 900. 000	
LINDT & SPRUENGLI NAMEN	9	84, 900. 000	764, 100. 000	
GIVAUDAN-REG	768	3, 987. 000	3, 062, 016. 000	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	12, 937	321. 800	4, 163, 126. 600	
LAFARGEHOLCIM LTD	43, 996	43. 490	1, 913, 386. 040	
TEMENOS GROUP	5, 723	121. 600	695, 916. 800	
SONOVA HOLDING AG	4, 698	243. 200	1, 142, 553. 600	
KUEHNE & NAGEL INTL AG	4, 518	181. 000	817, 758. 000	
STRAUMANN HOLDING AG	919	1, 000. 000	919, 000. 000	
THE SWATCH GROUP AG-B	2, 441	219. 800	536, 531. 800	
THE SWATCH GROUP AG-REG	4, 592	42. 300	194, 241. 600	
SCHINDLER NAMEN	1, 663	246. 200	409, 430. 600	
SWISS LIFE HOLDING AG	2, 761	356. 400	984, 020. 400	
BANQUE CANTONALE VAUD	2, 500	91. 500	228, 750. 000	
VIFOR PHARMA AG	3, 465	128. 000	443, 520. 000	
EMS-CHEMIE HOLDING	633	866. 000	548, 178. 000	
SWISS PRIME SITE AG	5, 990	84. 300	504, 957. 000	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	1, 515	875. 600	1, 326, 534. 000	
JULIUS BAER GROUP LTD	17, 849	41. 050	732, 701. 450	
SWISS RE LTD	24, 871	70. 500	1, 753, 405. 500	
ALCON INC	41, 312	56. 160	2, 320, 081. 920	
UBS GROUP AG	306, 864	10. 625	3, 260, 430. 000	
スイス・フランス 小計	1, 481, 613		112, 395, 367. 300 (13, 040, 110, 514)	
スウェーデン・ クローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	53, 126	427. 100	22, 690, 114. 600
	ATLAS COPCO AB-B SHS	36, 051	373. 100	13, 450, 628. 100
	ERICSSON LM-B SHS	245, 215	96. 060	23, 555, 352. 900
	LUNDBERGS B	7, 382	436. 800	3, 224, 457. 600
	SKF AB-B SHS	34, 849	194. 250	6, 769, 418. 250
	SANDVIK AB	93, 940	178. 550	16, 772, 987. 000
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	130, 827	81. 320	10, 638, 851. 640
	SKANSKA AB-B SHS	31, 653	195. 700	6, 194, 492. 100
	SWEDBANK AB	71, 958	143. 620	10, 334, 607. 960
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	52, 945	124. 400	6, 586, 358. 000

SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	126, 411	75. 560	9, 551, 615. 160	
VOLVO AB-B SHS	127, 809	180. 550	23, 075, 914. 950	
SWEDISH MATCH AB	13, 845	712. 000	9, 857, 640. 000	
TELE2 AB-B SHS	47, 055	116. 850	5, 498, 376. 750	
INDUSTRIVARDEN C	11, 403	242. 500	2, 765, 227. 500	
ELECTROLUX AB-SER B	19, 191	207. 900	3, 989, 808. 900	
SECURITAS AB-B SHS	24, 098	138. 000	3, 325, 524. 000	
INVESTOR AB-B SHS	37, 641	566. 000	21, 304, 806. 000	
HENNES&MAURITZ AB-B SHS	68, 814	161. 850	11, 137, 545. 900	
ASSA ABLOY AB-B	87, 021	212. 400	18, 483, 260. 400	
TELIA CO AB	210, 477	38. 080	8, 014, 964. 160	
LUNDIN ENERGY AB	14, 739	191. 550	2, 823, 255. 450	
BOLIDEN AB	21, 855	258. 300	5, 645, 146. 500	
ALFA LAVAL AB	23, 343	202. 700	4, 731, 626. 100	
KINNEVIK AB-B	21, 722	354. 800	7, 706, 965. 600	
ICA GRUPPEN AB	9, 009	456. 800	4, 115, 311. 200	
HUSQVARNA AB-B SHS	33, 692	100. 050	3, 370, 884. 600	
NIBE INDUSTRIER AB	29, 187	236. 700	6, 908, 562. 900	
HEXAGON AB	24, 223	683. 000	16, 544, 309. 000	
EPIROC AB-A	60, 750	130. 700	7, 940, 025. 000	
EPIROC AB-B	30, 899	125. 950	3, 891, 729. 050	
ESSITY AB-B	52, 143	296. 300	15, 449, 970. 900	
EQT AB	20, 934	176. 500	3, 694, 851. 000	
EVOLUTION GAMING GROUP AB	10, 916	756. 200	8, 254, 679. 200	
NORDEA BANK ABP	273, 625	71. 400	19, 536, 825. 000	
INVESTMENT AB LATOUR	14, 945	211. 000	3, 153, 395. 000	
スウェーデン・クローナ 小計	2, 173, 693		350, 989, 488. 370 (4, 211, 873, 860)	
デンマーク・ク ローネ	CARLSBERG AS-B	8, 656	890. 000	7, 703, 840. 000
	A P MOLLER A/S	568	10, 390. 000	5, 901, 520. 000
	AP MOLLER MAERSK A	255	9, 625. 000	2, 454, 375. 000
	DANSKE BANK A/S	59, 305	91. 180	5, 407, 429. 900
	GENMAB A/S	5, 641	2, 350. 000	13, 256, 350. 000
	NOVOZYMES-B SHS	17, 740	405. 500	7, 193, 570. 000
	NOVO NORDISK A/S-B	146, 942	453. 800	66, 682, 279. 600
	GN STORE NORD A/S	11, 868	509. 000	6, 040, 812. 000
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	16, 538	1, 090. 000	18, 026, 420. 000
	COLOPLAST-B	9, 511	981. 600	9, 335, 997. 600
	DSV PANALPINA A S	17, 560	1, 065. 000	18, 701, 400. 000
	DEMANT A/S	7, 244	204. 700	1, 482, 846. 800
	H LUNDBECK A/S	4, 840	214. 600	1, 038, 664. 000
	TRYG A/S	11, 107	200. 200	2, 223, 621. 400
	PANDORA A/S	8, 251	571. 000	4, 711, 321. 000

CHRISTIAN HANSEN HOLDING A/S	9, 336	653. 600	6, 102, 009. 600	
AMBU A/S B	14, 156	187. 350	2, 652, 126. 600	
ORSTED A/S	16, 299	1, 000. 000	16, 299, 000. 000	
デンマーク・クローネ 小計		365, 817	195, 213, 583. 500 (3, 273, 731, 795)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	110, 226	7. 600	837, 717. 600
	RYMAN HEALTHCARE LTD	29, 894	14. 730	440, 338. 620
	A2 MILK CO LTD	55, 091	15. 570	857, 766. 870
	FISHER & PAYKEL	49, 044	34. 550	1, 694, 470. 200
	SPARK NEW ZEALAND LTD	159, 623	4. 700	750, 228. 100
	MIGHTY RIVER POWER LTD	61, 734	5. 360	330, 894. 240
	MERIDIAN ENERGY LTD	124, 162	5. 400	670, 474. 800
ニュージーランド・ドル 小計		589, 774	5, 581, 890. 430 (392, 406, 897)	
ノルウェー・クローネ	MOWI ASA	35, 183	173. 000	6, 086, 659. 000
	DNB ASA	80, 709	135. 000	10, 895, 715. 000
	NORSK HYDRO ASA	93, 139	26. 000	2, 421, 614. 000
	TELENOR ASA	63, 038	152. 100	9, 588, 079. 800
	ORKLA ASA	65, 283	92. 700	6, 051, 734. 100
	EQUINOR ASA	83, 149	135. 850	11, 295, 791. 650
	YARA INTERNATIONAL ASA	15, 193	348. 000	5, 287, 164. 000
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	16, 683	193. 600	3, 229, 828. 800
	ADEVINTA ASA	22, 265	169. 700	3, 778, 370. 500
ノルウェー・クローネ 小計		482, 087	61, 405, 985. 850 (709, 239, 137)	
ユーロ	CRH PLC	66, 036	33. 510	2, 212, 866. 360
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	13, 105	143. 200	1, 876, 636. 000
	KERRY GROUP PLC-A	13, 475	110. 400	1, 487, 640. 000
	KINGSPAN GROUP PLC	13, 452	76. 500	1, 029, 078. 000
	UMICORE	17, 654	37. 670	665, 026. 180
	AIR LIQUIDE	40, 362	133. 550	5, 390, 345. 100
	AIRBUS SE	49, 650	66. 780	3, 315, 627. 000
	AXA SA	162, 082	16. 196	2, 625, 080. 070
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	44, 117	18. 750	827, 193. 750
	ADIDAS AG	16, 277	282. 500	4, 598, 252. 500
	ASSICURAZIONI GENERALI	97, 569	12. 510	1, 220, 588. 190
	DASSAULT AVIATION SA	295	759. 000	223, 905. 000
	DANONE	51, 855	55. 540	2, 880, 026. 700
	SAFRAN SA	26, 914	88. 660	2, 386, 195. 240
	INTESA SANPAOLO	1, 394, 419	1. 679	2, 341, 229. 500
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	28, 642	64. 700	1, 853, 137. 400

ACCOR SA	17, 380	25. 160	437, 280. 800	
BOUYGUES	17, 572	30. 660	538, 757. 520	
BNP PARIBAS	97, 166	33. 420	3, 247, 287. 720	
THALES SA	8, 549	67. 200	574, 492. 800	
CAPGEMINI SA	13, 568	112. 900	1, 531, 827. 200	
INGENICO GROUP	5, 343	133. 850	715, 160. 550	
UNICREDIT SPA	173, 574	7. 418	1, 287, 571. 930	
NATIXIS	70, 166	2. 106	147, 769. 590	
KONINKLIJKE DSM NV	14, 438	145. 000	2, 093, 510. 000	
COMMERZBANK AG	83, 118	4. 698	390, 488. 360	
EIFFAGE	8, 091	72. 620	587, 568. 420	
FRESENIUS SE & CO KGAA	34, 713	39. 460	1, 369, 774. 980	
UNITED INTERNET	9, 882	33. 420	330, 256. 440	
FUCHS PETROLUB SE PREF	5, 546	44. 700	247, 906. 200	
PUBLICIS GROUPE	18, 595	30. 340	564, 172. 300	
FAURECIA	6, 117	38. 400	234, 892. 800	
IBERDROLA SA	499, 273	10. 800	5, 392, 148. 400	
ENI SPA	219, 331	6. 862	1, 505, 049. 320	
JERONIMO MARTINS	19, 517	14. 490	282, 801. 330	
KBC GROUPE	21, 038	45. 630	959, 963. 940	
HANNOVER RUECK SE	4, 868	132. 400	644, 523. 200	
WARTSILA OYJ	34, 935	7. 280	254, 326. 800	
L'OREAL	21, 370	282. 400	6, 034, 888. 000	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	23, 613	411. 900	9, 726, 194. 700	
GEA GROUP AG	11, 838	30. 730	363, 781. 740	
BOLLORE	71, 347	3. 320	236, 872. 040	
MEDIOBANCA SPA	57, 442	7. 176	412, 203. 790	
MICHELIN (CGDE) -B	14, 802	92. 940	1, 375, 697. 880	
CONTINENTAL AG	9, 940	100. 500	998, 970. 000	
DEUTSCHE POST AG-REG	83, 086	41. 280	3, 429, 790. 080	
SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENERGY	21, 206	24. 980	529, 725. 880	
OMV AG	12, 817	23. 780	304, 788. 260	
VERBUND AG	4, 908	52. 000	255, 216. 000	
PERNOD-RICARD	17, 811	138. 150	2, 460, 589. 650	
PEUGEOT SA	53, 222	15. 545	827, 335. 990	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	12, 649	49. 730	629, 034. 770	
RENAULT SA	14, 917	22. 780	339, 809. 260	
REPSOL SA	124, 165	6. 310	783, 481. 150	
REMY COINTREAU	1, 860	154. 800	287, 928. 000	
MERCK KGAA	10, 841	131. 000	1, 420, 171. 000	
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	44, 560	36. 720	1, 636, 243. 200	
RWE AG	53, 941	33. 610	1, 812, 957. 010	
SEB SA	1, 551	149. 000	231, 099. 000	

SOCIETE GENERALE-A	69, 595	12. 416	864, 091. 520	
VINCI S. A.	43, 513	75. 140	3, 269, 566. 820	
SODEXO	7, 075	63. 440	448, 838. 000	
SOFINA	1, 382	236. 000	326, 152. 000	
SOLVAY SA	5, 563	77. 840	433, 023. 920	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	47, 107	108. 600	5, 115, 820. 200	
VIVENDI SA	70, 995	25. 000	1, 774, 875. 000	
SAP SE	88, 748	133. 060	11, 808, 808. 880	
TELEFONICA S. A	442, 411	3. 188	1, 410, 406. 260	
TOTAL SE	210, 445	29. 950	6, 302, 827. 750	
VALEO	19, 653	27. 590	542, 226. 270	
E. ON SE	188, 262	9. 744	1, 834, 424. 920	
VOEST-ALPINE AG	9, 875	23. 920	236, 210. 000	
HENKEL AG & CO KGAA	9, 814	82. 900	813, 580. 600	
SIEMENS AG-REG	65, 292	111. 560	7, 283, 975. 520	
UPM-KYMMENE OYJ	44, 829	26. 160	1, 172, 726. 640	
ING GROEP NV-CVA	329, 234	6. 689	2, 202, 246. 220	
PUMA AG	7, 534	78. 020	587, 802. 680	
BAYER AG	84, 197	46. 730	3, 934, 525. 810	
STORA ENSO OYJ-R SHS	53, 250	14. 200	756, 150. 000	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	14, 859	93. 340	1, 386, 939. 060	
DAIMLER AG	72, 434	48. 180	3, 489, 870. 120	
BASF SE	79, 414	55. 040	4, 370, 946. 560	
BEIERSDORF AG	8, 371	98. 280	822, 701. 880	
HOCHTIEF AG	1, 707	74. 950	127, 939. 650	
HEIDELBERGCEMENT AG	12, 031	55. 940	673, 014. 140	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG & CO	17, 842	73. 000	1, 302, 466. 000	
ORANGE	169, 379	9. 436	1, 598, 260. 240	
SAMPO OYJ-A SHS	40, 512	35. 670	1, 445, 063. 040	
RANDSTAD NV	11, 704	45. 930	537, 564. 720	
ALLIANZ SE	35, 780	168. 140	6, 016, 049. 200	
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	238, 662	4. 372	1, 043, 430. 260	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	92, 201	24. 730	2, 280, 130. 730	
HERMES INTL	2, 667	761. 600	2, 031, 187. 200	
ENDESA S. A.	27, 736	23. 310	646, 526. 160	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	27, 990	8. 026	224, 647. 740	
ERSTE GROUP BANK AG	24, 204	18. 130	438, 818. 520	
MUENCHENER RUECKVER AG- REG	11, 715	218. 500	2, 559, 727. 500	
ARCELOR MITTAL (NL)	61, 594	12. 126	746, 888. 840	
DASSAULT SYSTEMES SA	11, 280	160. 800	1, 813, 824. 000	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	21, 395	24. 620	526, 744. 900	
HEINEKEN NV	22, 683	80. 920	1, 835, 508. 360	

AKZO NOBEL	16, 208	90. 580	1, 468, 120. 640	
ASML HOLDING NV	36, 174	328. 100	11, 868, 689. 400	
AEGON NV	150, 349	2. 612	392, 711. 580	
BANKINTER S. A.	57, 960	3. 688	213, 756. 480	
VOLKSWAGEN AG	2, 758	146. 700	404, 598. 600	
VOLKSWAGEN AG PFD	15, 599	137. 660	2, 147, 358. 340	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	578, 251	2. 390	1, 382, 019. 890	
KERING	6, 306	581. 800	3, 668, 830. 800	
CNP ASSURANCES	13, 987	10. 770	150, 639. 990	
FORTUM OYJ	39, 409	18. 305	721, 381. 740	
AGEAS	14, 365	36. 180	519, 725. 700	
UCB SA	10, 571	97. 840	1, 034, 266. 640	
NEMETSCHEK SE	5, 095	64. 550	328, 882. 250	
THYSSENKRUPP AG	27, 110	4. 511	122, 293. 210	
CARREFOUR SA	49, 926	13. 875	692, 723. 250	
NATURGY ENERGY GROUP SA	23, 612	17. 850	421, 474. 200	
ATOS SE	8, 972	70. 580	633, 243. 760	
NOKIA OYJ	476, 230	3. 440	1, 638, 231. 200	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	79, 001	40. 500	3, 199, 540. 500	
WOLTERS KLUWER-CVA	23, 137	72. 700	1, 682, 059. 900	
SANOFI	96, 266	86. 310	8, 308, 718. 460	
STMICROELECTRONICS NV	54, 176	29. 270	1, 585, 731. 520	
ELISA OYJ	10, 787	49. 540	534, 387. 980	
BANCO SANTANDER SA	1, 418, 804	1. 694	2, 403, 453. 970	
RED ELECTRICA DE CORPORACION SA	34, 596	15. 840	548, 000. 640	
QIAGEN N. V.	17, 974	46. 200	830, 398. 800	
DEUTSCHE BANK AG-REG	165, 949	7. 843	1, 301, 538. 000	
BMW VORZUG	4, 116	49. 560	203, 988. 960	
ENEL SPA	690, 376	7. 524	5, 194, 389. 020	
COLRUYT NV	4, 673	53. 120	248, 229. 760	
VOPAK (KON.)	5, 364	47. 750	256, 131. 000	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	285, 762	14. 395	4, 113, 543. 990	
SARTORIUS AG	3, 044	380. 600	1, 158, 546. 400	
LEONARDO SPA	28, 316	5. 100	144, 411. 600	
UBISOFT ENTERTAINMENT	7, 686	81. 880	629, 329. 680	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	105, 299	27. 510	2, 896, 775. 490	
CARL ZEISS MEDITEC AG	3, 771	115. 800	436, 681. 800	
KONINKLIJKE KPN NV	291, 029	2. 235	650, 449. 810	
EUROFINS SCIENTIFIC	1, 133	702. 600	796, 045. 800	
TELEPERFORMANCE	5, 126	270. 300	1, 385, 557. 800	
DEUTSCHE BOERSE AG	15, 851	147. 850	2, 343, 570. 350	
EURAZEO	2, 748	46. 560	127, 946. 880	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	9, 904	76. 860	761, 221. 440	
FRAPORT AG	3, 149	35. 140	110, 655. 860	

HEINEKEN HOLDING NV-A	10, 004	71. 150	711, 784. 600	
INDITEX	92, 847	24. 260	2, 252, 468. 220	
JC DECAUX SA	6, 058	15. 230	92, 263. 340	
ANDRITZ AG	6, 265	29. 200	182, 938. 000	
MAPFRE SA	84, 474	1. 360	114, 884. 640	
ESSILORLUXOTTICA	23, 967	121. 500	2, 911, 990. 500	
SNAM SPA	171, 294	4. 344	744, 101. 130	
CREDIT AGRICOLE SA	98, 685	7. 670	756, 913. 950	
ORPEA	4, 932	95. 740	472, 189. 680	
ENAGAS	23, 477	19. 445	456, 510. 260	
WENDEL	2, 220	81. 800	181, 596. 000	
TENARIS SA	36, 959	4. 421	163, 395. 730	
TELECOM ITALIA SPA	762, 675	0. 347	264, 648. 220	
TELECOM ITALIA-RNC	497, 596	0. 356	177, 144. 170	
ATLANTIA SPA	37, 690	13. 500	508, 815. 000	
ILIAS SA	1, 046	169. 550	177, 349. 300	
PROXIMUS	13, 739	16. 890	232, 051. 710	
SES FDR	28, 847	6. 568	189, 467. 090	
TERNA SPA	113, 654	5. 974	678, 968. 990	
BIOMERIEUX	3, 248	140. 600	456, 668. 800	
GRIFOLS SA	23, 518	25. 420	597, 827. 560	
FERROVIAL SA	40, 192	21. 000	844, 032. 000	
LANXESS AG	6, 856	51. 500	353, 084. 000	
NESTE OYJ	36, 796	47. 400	1, 744, 130. 400	
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL	9, 641	13. 730	132, 370. 930	
RECORDATI SPA	10, 303	46. 710	481, 253. 130	
GALAPAGOS NV	3, 426	123. 750	423, 967. 500	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	55, 304	9. 365	517, 921. 960	
MTU AERO ENGINES HOLDING AG	4, 168	156. 250	651, 250. 000	
KONE OYJ	28, 383	73. 560	2, 087, 853. 480	
ELIA GROUP	2, 862	89. 800	257, 007. 600	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2, 387	310. 600	741, 402. 200	
ENGIE	154, 115	12. 140	1, 870, 956. 100	
ALSTOM	15, 712	40. 740	640, 106. 880	
TELENET GROUP HOLDING NV	3, 634	34. 020	123, 628. 680	
ELECTRICITE DE FRANCE	54, 778	10. 245	561, 200. 610	
IPSEN SA	3, 646	83. 400	304, 076. 400	
DEUTSCHE WOHNEN	29, 097	44. 610	1, 298, 017. 170	
ARKEMA SA	6, 393	95. 160	608, 357. 880	
LEGRAND SA	23, 557	69. 820	1, 644, 749. 740	
UNILEVER NV	124, 587	52. 700	6, 565, 734. 900	
ADP	2, 313	86. 450	199, 958. 850	
ORION OYJ	8, 051	40. 640	327, 192. 640	
GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	40, 088	8. 422	337, 621. 130	

SYMRISE AG	11, 308	117. 250	1, 325, 863. 000	
SCOR SE	15, 667	25. 140	393, 868. 380	
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	17, 397	34. 660	602, 980. 020	
PRYSMIAN SPA	22, 328	25. 790	575, 839. 120	
DIASORIN SPA	2, 223	188. 000	417, 924. 000	
CAIXABANK	307, 331	1. 747	536, 907. 250	
BUREAU VERITAS SA	23, 179	19. 965	462, 768. 730	
GETLINK	37, 646	12. 360	465, 304. 560	
SUEZ SA	26, 620	15. 900	423, 258. 000	
AMADEUS IT GROUP SA	38, 173	50. 140	1, 913, 994. 220	
BRENNETAG AG	12, 353	55. 560	686, 332. 680	
EVONIK INDUSTRIES AG	17, 116	23. 420	400, 856. 720	
EDENRED	19, 188	42. 070	807, 239. 160	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	98, 385	2. 225	218, 906. 620	
LEG IMMOBILIEN AG	5, 934	124. 940	741, 393. 960	
KION GROUP AG	5, 903	77. 820	459, 371. 460	
VONOVIA SE	43, 096	58. 740	2, 531, 459. 040	
KNORR-BREMSE AG	6, 860	103. 820	712, 205. 200	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	21, 468	37. 615	807, 518. 820	
FERRARI NV	10, 596	154. 850	1, 640, 790. 600	
METRO AG	10, 774	8. 480	91, 363. 520	
CNH INDUSTRIAL NV	77, 951	7. 148	557, 193. 740	
AROUNDOWN SA	83, 054	4. 596	381, 716. 180	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	8, 092	32. 880	266, 064. 960	
MONCLER SPA	17, 567	36. 390	639, 263. 130	
NEXI SPA	33, 176	15. 860	526, 171. 360	
TEAMVIEWER AG	11, 117	42. 860	476, 474. 620	
PROSUS NV	40, 543	80. 000	3, 243, 440. 000	
SIEMENS ENERGY AG	31, 959	21. 040	672, 417. 360	
WORLDSLNE SA	11, 718	70. 500	826, 119. 000	
NN GROUP NV	25, 274	33. 100	836, 569. 400	
FINECOBANK SPA	53, 818	12. 265	660, 077. 770	
ARGENX SE	3, 879	234. 800	910, 789. 200	
ZALANDO SE	13, 039	85. 640	1, 116, 659. 960	
FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	94, 487	10. 532	995, 137. 080	
AENA SME SA	5, 338	120. 600	643, 762. 800	
CELLNEX TELECOM SAU	27, 234	52. 720	1, 435, 776. 480	
JUST EAT TAKEAWAY. COM NV	10, 836	96. 980	1, 050, 875. 280	
ABN AMRO BANK NV	34, 251	7. 680	263, 047. 680	
EXOR NV	7, 971	48. 040	382, 926. 840	
ALTICE EUROPE NV	56, 763	4. 232	240, 221. 010	
SCOUT24 AG	9, 670	75. 950	734, 436. 500	
COVESTRO AG	16, 337	44. 780	731, 570. 860	

ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	65, 652	50. 500	3, 315, 426. 000	
POSTE ITALIANE SPA	40, 015	8. 016	320, 760. 240	
AMUNDI SA	4, 119	63. 200	260, 320. 800	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITALIANE SPA	23, 344	9. 285	216, 749. 040	
ADYEN NV	1, 516	1, 703. 500	2, 582, 506. 000	
PIRELLI & C SPA	34, 086	3. 853	131, 333. 350	
UNIPER SE	18, 203	28. 000	509, 684. 000	
DELIVERY HERO SE	10, 974	98. 800	1, 084, 231. 200	
ユーロ 小計	16, 127, 435		326, 331, 633. 870 (40, 719, 661, 274)	
香港・ドル	ASM PACIFIC TECH	32, 900	84. 500	2, 780, 050. 000
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	164, 000	20. 400	3, 345, 600. 000
	BANK OF EAST ASIA	103, 860	14. 440	1, 499, 738. 400
	CLP HOLDINGS LTD	134, 500	73. 000	9, 818, 500. 000
	PCCW LTD	331, 000	4. 600	1, 522, 600. 000
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	49, 500	36. 600	1, 811, 700. 000
	HONG KONG EXCHANGES &CLEAR	103, 540	372. 000	38, 516, 880. 000
	MTR CORP	126, 000	38. 650	4, 869, 900. 000
	HANG SENG BANK LTD	65, 700	117. 300	7, 706, 610. 000
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	115, 450	28. 950	3, 342, 277. 500
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	134, 500	41. 000	5, 514, 500. 000
	HONG KONG & CHINA GAS	913, 292	11. 200	10, 228, 870. 400
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	177, 000	52. 100	9, 221, 700. 000
	KERRY PROPERTIES LTD	68, 500	19. 760	1, 353, 560. 000
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	317, 500	21. 250	6, 746, 875. 000
	NEW WORLD DEVELOPMENT	121, 066	38. 100	4, 612, 614. 600
	SINO LAND CO	255, 400	9. 850	2, 515, 690. 000
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	108, 500	98. 500	10, 687, 250. 000
	SWIRE PACIFIC LTD A	49, 500	37. 800	1, 871, 100. 000
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	116, 500	106. 300	12, 383, 950. 000
	PACIFIC CENTURY PREMIUM DEVELOPMENTS LTD	35, 748	1. 220	43, 612. 560
	SJM HOLDINGS LTD	156, 000	8. 660	1, 350, 960. 000
	WYNN MACAU LTD	124, 400	11. 820	1, 470, 408. 000
	AIA GROUP LTD	1, 036, 027	79. 650	82, 519, 550. 550
	HKT TRUST / HKT LTD	289, 000	10. 060	2, 907, 340. 000
	SANDS CHINA LTD	198, 800	28. 350	5, 635, 980. 000
	MICROPORT SCIENTIFIC CORP	66, 000	32. 600	2, 151, 600. 000
	SWIRE PROPERTIES LTD	104, 200	20. 950	2, 182, 990. 000

WHARF REAL ESTATE INVESTMENT CO LTD	149,750	30.450	4,559,887.500	
HK ELECTRIC INVESTMENTS & HK ELECTRIC INVESTMENTS LTD	230,000	7.940	1,826,200.000	
BUDWEISER BREWING CO APAC LTD	150,600	25.850	3,893,010.000	
WH GROUP LTD	731,500	6.250	4,571,875.000	
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	228,332	47.250	10,788,687.000	
CK ASSET HOLDINGS LTD	224,832	38.400	8,633,548.800	
香港・ドル 小計	7,213,397		272,885,615.310 (3,719,430,937)	
合計	91,736,486		376,051,155,741 (376,051,155,741)	

(2) 株式以外の有価証券

令和2年10月12日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	オーストラリア・ドル	DEXUS	84,575.000	773,861.250	
		GOODMAN GROUP	134,222.000	2,499,213.640	
		GPT GROUP	158,232.000	651,915.840	
		MIRVAC GROUP	329,418.000	744,484.680	
		SCENTRE GROUP	420,268.000	966,616.400	
		STOCKLAND	194,018.000	783,832.720	
		VICINITY CENTRES	270,443.000	386,733.490	
	オーストラリア・ドル 小計		1,591,176.000	6,806,658.020 (518,871,541)	
	シンガポール・ドル	ASCENDAS REAL ESTATE INVT	292,606.000	936,339.200	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	206,300.000	342,458.000	
		CAPITALAND MALL TRUST	199,000.000	388,050.000	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	192,300.000	374,985.000	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	292,400.000	599,420.000	
		SUNTEC REAL ESTATE INVEST TR	192,100.000	272,782.000	
	シンガポール・ドル 小計		1,374,706.000	2,914,034.200 (227,236,387)	
投資信託受益証券 合計			2,965,882	746,107,928 (746,107,928)	
投資証券	アメリカ・ドル	AGNC INVESTMENT CORP	46,028.000	647,613.960	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	10,713.000	1,769,251.950	
		AMERICAN TOWER CORP	37,701.000	9,224,680.680	

ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	127, 559. 000	922, 251. 570	
AVALONBAY COMMUNITIES INC	12, 329. 000	1, 952, 173. 860	
BOSTON PROPERTIES INC	12, 947. 000	1, 071, 752. 660	
CAMDEN PROPERTY TRUST	9, 184. 000	884, 602. 880	
CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP	35, 502. 000	5, 941, 614. 720	
DIGITAL REALTY TRUST INC	22, 230. 000	3, 519, 898. 200	
DUKE REALTY TRUST	31, 929. 000	1, 271, 412. 780	
EQUINIX INC	7, 545. 000	6, 257, 445. 750	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	13, 626. 000	883, 646. 100	
EQUITY RESIDENTIAL	32, 078. 000	1, 785, 461. 480	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	5, 504. 000	1, 185, 836. 800	
EXTRA SPACE STORAGE INC	10, 566. 000	1, 197, 656. 100	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	6, 000. 000	470, 280. 000	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	45, 543. 000	1, 303, 896. 090	
HOST HOTELS & RESORTS INC	55, 116. 000	638, 243. 280	
INVITATION HOMES INC	46, 060. 000	1, 364, 757. 800	
IRON MOUNTAIN INC	24, 591. 000	694, 695. 750	
MEDICAL PROPERTIES TRUST	48, 406. 000	899, 867. 540	
MID AMERICA	10, 369. 000	1, 282, 230. 540	
NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	13, 649. 000	491, 091. 020	
OMEGA HEALTHCARE INVS INC	17, 771. 000	551, 789. 550	
PROLOGIS INC	62, 840. 000	6, 718, 224. 400	
PUBLIC STORAGE	13, 090. 000	3, 063, 190. 900	
REALTY INCOME CORP	29, 466. 000	1, 861, 956. 540	
REGENCY CENTERS CORP	14, 499. 000	573, 870. 420	
SBA COMMUNICATIONS CORP	9, 281. 000	2, 920, 081. 030	
SIMON PROPERTY GROUP INC	25, 902. 000	1, 754, 083. 440	
SUN COMMUNITIES INC	8, 298. 000	1, 229, 265. 720	
UDR INC	27, 057. 000	959, 711. 790	
VENTAS INC	31, 091. 000	1, 388, 834. 970	
VEREIT INC	102, 670. 000	704, 316. 200	
VICI PROPERTIES INC	40, 024. 000	946, 167. 360	
VORNADO REALTY TRUST	12, 714. 000	451, 601. 280	
WELLTOWER INC	35, 270. 000	1, 986, 053. 700	
WEYERHAEUSER CO	64, 096. 000	1, 879, 294. 720	
WP CAREY INC	15, 529. 000	1, 055, 972. 000	
アメリカ・ドル 小計	1, 174, 773. 000	73, 704, 775. 530 (7, 787, 646, 582)	

イギリス・ポンド	BRITISH LAND CO PLC	69,819.000	264,334.730	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	55,843.000	314,731.140	
	SEGRO PLC	100,956.000	953,226.550	
イギリス・ポンド 小計		226,618.000	1,532,292.420 (210,889,406)	
カナダ・ドル	CANADIAN APT PPTYS REIT	7,954.000	364,531.820	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	12,935.000	171,518.100	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	13,467.000	198,907.590	
	SMARTCENTRES REIT	3,067.000	64,130.970	
カナダ・ドル 小計		37,423.000	799,088.480 (64,278,677)	
ユーロ	COVIVIO	4,663.000	283,976.700	
	GECINA SA	3,670.000	424,986.000	
	ICADE	2,234.000	112,035.100	
	KLEPIERRE	17,099.000	212,882.550	
	UNIBAIL-RODAMCO WESTFIELD	12,920.000	434,499.600	
	ユーロ 小計	40,586.000	1,468,379.950 (183,224,450)	
香港・ドル	LINK REIT	176,700.000	10,867,050.000	
香港・ドル 小計		176,700.000	10,867,050.000 (148,117,892)	
投資証券 合計		1,656,100	8,394,157,007 (8,394,157,007)	
合計			9,140,264,935 (9,140,264,935)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率(%)	組入投資信託受益証券時価比率(%)	組入投資証券時価比率(%)	有価証券の合計金額に対する比率(%)
アメリカ・ドル	株式 592銘柄 投資証券 39銘柄	69.04	—	—	72.37
イギリス・ポンド	株式 83銘柄 投資証券 3銘柄	4.24	—	0.05	4.37
イスラエル・シュケル	株式 8銘柄	0.09	—	—	0.09
オーストラリア・ドル	株式 57銘柄 投資信託受益証券 7銘柄	2.04	—	0.13	2.21

カナダ・ドル	株式 投資証券	82銘柄 4銘柄	3.30 —	— —	— 0.02	3.38
シンガポール・ドル	株式 投資信託受益証券	16銘柄 6銘柄	0.28 —	— 0.06	— —	0.34
イスラエル・ペソ	株式	39銘柄	3.32	—	—	3.39
スウェーデン・クローナ	株式	36銘柄	1.07	—	—	1.09
デンマーク・クローネ	株式	18銘柄	0.83	—	—	0.85
ニュージーランド・ドル	株式	7銘柄	0.10	—	—	0.10
ノルウェー・クローネ	株式	10銘柄	0.18	—	—	0.18
ユーロ	株式 投資証券	240銘 柄 5銘柄	10.37 —	— —	— 0.05	10.62
香港・ドル	株式 投資証券	34銘柄 1銘柄	0.95 —	— —	— 0.04	1.00

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2020年10月13日から2021年4月12日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年5月28日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード 先進国株式＜為替ヘッジあり＞の2020年10月13日から2021年4月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、たわらノーロード 先進国株式＜為替ヘッジあり＞の2021年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年10月13日から2021年4月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 2020年10月12日現在	第5期中間計算期間末 2021年4月12日現在
資産の部		
流动資産		
コール・ローン	37,035,642	22,672,318
親投資信託受益証券	9,042,422,066	11,902,654,408
派生商品評価勘定	25,848	95,373,268
未収入金	4,025	377,953
流动資産合計	9,079,487,581	12,021,077,947
資産合計	9,079,487,581	12,021,077,947
负债の部		
流动負債		
派生商品評価勘定	32,185,125	11,190,821
未払金	21,497	150,950
未払解約金	28,426,880	10,971,848
未払受託者報酬	829,727	1,130,361
未払委託者報酬	7,467,929	10,173,549
その他未払費用	134,595	180,782
流动負債合計	69,065,753	33,798,311
負債合計	69,065,753	33,798,311
純資産の部		
元本等		
元本	6,107,571,113	6,816,873,297
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,902,850,715	5,170,406,339
（分配準備積立金）	1,167,639,357	994,585,545
元本等合計	9,010,421,828	11,987,279,636
純資産合計	9,010,421,828	11,987,279,636
負債純資産合計	9,079,487,581	12,021,077,947

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 自 2019年10月16日 至 2020年4月15日	第5期中間計算期間 自 2020年10月13日 至 2021年4月12日
営業収益		
受取利息	—	49
有価証券売買等損益	△557,617,875	2,365,444,342
為替差損益	48,309,807	△519,483,693
営業収益合計	△509,308,068	1,845,960,698
営業費用		
支払利息	4,520	3,215
受託者報酬	661,156	1,130,361
委託者報酬	5,950,812	10,173,549
その他費用	109,803	180,782
営業費用合計	6,726,291	11,487,907
営業利益又は営業損失（△）	△516,034,359	1,834,472,791
経常利益又は経常損失（△）	△516,034,359	1,834,472,791
中間純利益又は中間純損失（△）	△516,034,359	1,834,472,791
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△24,324,858	109,791,902
期首剰余金又は期首次損金（△）	1,257,926,036	2,902,850,715
剰余金増加額又は欠損金減少額	587,335,172	1,041,413,655
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	587,335,172	1,041,413,655
剰余金減少額又は欠損金増加額	242,949,484	498,538,920
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	242,949,484	498,538,920
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,110,602,223	5,170,406,339

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期中間計算期間 自 2020年10月13日 至 2021年4月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 2020年10月12日現在	第5期中間計算期間末 2021年4月12日現在
1. 期首元本額	3,977,332,007円	6,107,571,113円
期中追加設定元本額	3,548,281,108円	1,738,262,465円
期中一部解約元本額	1,418,042,002円	1,028,960,281円
2. 受益権の総数	6,107,571,113口	6,816,873,297口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2020年10月12日現在	第5期中間計算期間末 2021年4月12日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額 자체がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第4期 2020年10月12日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち	1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	8,655,393,212	—	8,687,552,489	△32,159,277
アメリカ・ドル	6,240,281,888	—	6,247,803,240	△7,521,352
イギリス・ポンド	383,584,904	—	387,138,822	△3,553,918
イスラエル・シュケル	8,327,997	—	8,439,773	△111,776
オーストラリア・ドル	193,063,763	—	194,668,551	△1,604,788
カナダ・ドル	294,000,261	—	298,144,198	△4,143,937
シンガポール・ドル	29,959,912	—	30,217,296	△257,384
スイス・フラン	299,124,548	—	302,904,994	△3,780,446
スウェーデン・クローナ	96,332,940	—	98,143,200	△1,810,260
デンマーク・クローネ	73,223,283	—	73,898,682	△675,399
ニュージーランド・ドル	8,867,468	—	8,918,532	△51,064
ノルウェー・クローネ	16,216,493	—	16,544,898	△328,405
ユーロ	924,663,551	—	932,867,234	△8,203,683
香港・ドル	87,746,204	—	87,863,069	△116,865
合計	8,655,393,212	—	8,687,552,489	△32,159,277

種類	第5期中間計算期間末 2021年4月12日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち	1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	11,559,412,664	—	11,475,230,217	84,182,447
アメリカ・ドル	8,309,866,813	—	8,228,994,795	80,872,018
イギリス・ポンド	547,172,945	—	539,097,097	8,075,848

イスラエル・シェケル	11,862,960	—	11,938,017	△75,057
オーストラリア・ドル	264,383,762	—	262,760,067	1,623,695
カナダ・ドル	409,659,402	—	406,512,747	3,146,655
シンガポール・ドル	42,336,382	—	42,008,955	327,427
スイス・フラン	349,691,345	—	353,483,074	△3,791,729
スウェーデン・クローナ	137,379,443	—	138,899,944	△1,520,501
デンマーク・クローネ	89,183,458	—	89,564,780	△381,322
ニュージーランド・ドル	9,749,497	—	9,727,568	21,929
ノルウェー・クローネ	23,815,704	—	23,742,781	72,923
ユーロ	1,241,490,122	—	1,246,906,056	△5,415,934
香港・ドル	122,820,831	—	121,594,336	1,226,495
合計	11,559,412,664	—	11,475,230,217	84,182,447

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第4期 2020年10月12日現在	第5期中間計算期間末 2021年4月12日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4753円 (14,753円)	1.7585円 (17,585円)

(参考)

当ファンドは、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2021年4月12日現在

資産の部	
流動資産	
預金	14,492,983,036
コール・ローン	478,390,920
株式	471,489,789,591
投資信託受益証券	917,681,171
投資証券	9,529,725,241
派生商品評価勘定	496,173,538
未収入金	671,905
未収配当金	545,571,035
差入委託証拠金	5,642,725,823
流動資産合計	503,593,712,260
資産合計	503,593,712,260
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	66,994
未払解約金	130,335,000
流動負債合計	130,401,994
負債合計	130,401,994
純資産の部	
元本等	
元本	98,331,117,304
剩余金	
剩余金又は欠損金（△）	405,132,192,962
元本等合計	503,463,310,266
純資産合計	503,463,310,266
負債純資産合計	503,593,712,260

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2020年10月13日 至 2021年4月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2021年4月12日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	95, 596, 418, 253円
同期中追加設定元本額	26, 490, 875, 442円
同期中一部解約元本額	23, 756, 176, 391円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	3, 583, 704, 312円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	2, 664, 453円

MITO ラップ型ファンド（中立型）	7,094,397円
MITO ラップ型ファンド（積極型）	8,332,488円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	25,822,955円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	17,046,918円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	12,539,536円
たわらノーロード 先進国株式	20,680,414,728円
たわらノーロード 先進国株式<ラップ向け>	225,905,611円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	2,324,691,785円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	425,111,573円
たわらノーロード バランス（堅実型）	47,197,346円
たわらノーロード バランス（標準型）	382,704,912円
たわらノーロード バランス（積極型）	449,198,596円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	1,107,077円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	130,404,574円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	348,405,879円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	234,481,159円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	361,398,378円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	1,447円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	602,136円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	3,278,943円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	1,927,045円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	4,817,783円
たわらノーロード 全世界株式	95,313,464円
DIAM外国株式インデックスファンド<DC年金>	47,425,632,985円
One DC 先進国株式インデックスファンド	784,761,465円
DIAMバランス・ファンド<DC年金>1 安定型	173,702,624円
DIAMバランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型	916,154,914円
DIAMバランス・ファンド<DC年金>3 成長型	1,087,092,632円
DIAM DC バランス30インデックスファンド	110,420,184円
DIAM DC バランス50インデックスファンド	329,907,963円
DIAM DC バランス70インデックスファンド	285,073,321円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	21,408,640円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	668,457,892円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	160,050,732円
DIAM DC 8資産バランスファンド（新興国10）	194,076,118円
DIAM DC 8資産バランスファンド（新興国20）	173,088,747円
DIAM DC 8資産バランスファンド（新興国30）	288,790,483円
投資のソムリエ	4,048,297,699円
クルーズコントロール	275,927,718円
投資のソムリエ<DC年金>	224,539,288円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	190,049,961円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	113,257,497円
DIAMコア資産設計ファンド（堅実型）	1,887,631円
DIAMコア資産設計ファンド（積極型）	3,880,916円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	82,609,825円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	907,717,249円
ワールドアセットバランス（基本コース）	287,193,473円
ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	929,334,292円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	17,364,631円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	8,197,697円

リスク抑制世界8資産バランスファンド（D C）	809, 655円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2035）	24, 746, 512円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	34, 178, 619円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	563, 528, 107円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	164, 353, 423円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2040）	9, 270, 036円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2050）	4, 897, 605円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2060）	5, 045, 055円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	3, 753, 132円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12（適格機関投資家限定）	527, 338円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06（適格機関投資家限定）	557, 257円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08（適格機関投資家限定）	8, 768, 590円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09（適格機関投資家限定）	245, 460円
M S C I コクサイ・インデックスファンド<為替ヘッジあり>（適格機関投資家限定）	245, 245, 385円
D I A M 外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	62, 954, 510円
D I A M 外国株式パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	1, 390, 939, 329円
D I A M 先進国株式パッシブファンド（適格機関投資家限定）	2, 220, 380, 462円
外国株式パッシブ・ファンド2（適格機関投資家限定）	901, 171, 039円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	94, 198, 774円
D I A M ワールドバランス25VA（適格機関投資家限定）	10, 737, 791円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	819, 550円
D I A M グローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	41, 114, 507円
D I A M グローバル・バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	68, 085, 411円
D I A M 国際分散バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	4, 818, 194円
D I A M 国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	31, 831, 537円
D I A M 国内重視バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	2, 409, 559円
D I A M 国内重視バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	840, 877円
D I A M 世界バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	8, 821, 403円
D I A M 世界バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	36, 301, 985円
D I A M バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	268, 079, 056円
D I A M バランスファンド37.5VA（適格機関投資家限定）	381, 436, 019円
D I A M バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	1, 242, 004, 519円
D I A M グローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	348, 894, 733円
D I A M グローバル・アセット・バランスVA2（適格機関投資家限定）	64, 530, 989円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	435, 816, 288円
D I A M 世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	19, 292, 392円
D I A M 世界バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	4, 396, 697円
D I A M 世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	183, 787, 514円
D I A M 世界アセットバランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	14, 696, 125円

DIAM世界アセットバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	60,221,643円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA（適格機関投資家限定）	94,341,089円
DIAM世界アセットバランスファンド4VA（適格機関投資家限定）	189,225,066円
計	98,331,117,304円
2. 受益権の総数	98,331,117,304口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年4月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2021年4月12日現在		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
	うち 1年超		
市場取引以外の取引			
為替予約取引			
売建	156,837,156	—	156,847,456
アメリカ・ドル	80,219,940	—	80,225,276
イギリス・ポンド	19,260,800	—	19,262,374
オーストラリア・ドル	6,105,136	—	6,104,938
カナダ・ドル	10,507,200	—	10,507,044
ユーロ	40,744,080	—	40,747,824
買建	136,392,349	—	136,848,484
アメリカ・ドル	84,379,600	—	84,725,996
イギリス・ポンド	9,166,897	—	9,179,810
オーストラリア・ドル	7,703,620	—	7,693,932
			△9,688

カナダ・ドル	5,309,257	—	5,341,117	31,860
ユーロ	29,832,975	—	29,907,629	74,654
合計	293,229,505	—	293,695,940	445,835

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	2021年4月12日現在			評価損益（円）	
	契約額等（円）	時価（円）			
		うち 1年超			
市場取引					
先物取引					
買建	20,699,029,409	—	21,194,690,118	495,660,709	
合計	20,699,029,409	—	21,194,690,118	495,660,709	

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2021年4月12日現在
1口当たり純資産額	5,1201円
(1万口当たり純資産額)	(51,201円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2021年4月30日現在

I 資産総額	12, 489, 053, 982円
II 負債総額	50, 615, 573円
III 純資産総額 (I - II)	12, 438, 438, 409円
IV 発行済数量	6, 958, 671, 489口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1. 7875円

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2021年4月30日現在

I 資産総額	516, 108, 348, 882円
II 負債総額	232, 756, 097円
III 純資産総額 (I - II)	515, 875, 592, 785円
IV 発行済数量	99, 304, 079, 087口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	5. 1949円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2021年4月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2021年4月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2021年4月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1, 470, 877, 769, 130
追加型株式投資信託	843	15, 735, 956, 827, 061
単位型公社債投資信託	30	64, 520, 748, 527
単位型株式投資信託	207	1, 285, 603, 401, 803
合計	1, 106	18, 556, 958, 746, 521

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメント0ne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第36期事業年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

アセットマネジメント0ne株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 丘本 正彦 印
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 長谷川 敬 印
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメント0ne株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメント0ne株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	32,932,013	36,734,502
金銭の信託	28,548,165	25,670,526
有価証券	996	—
未収委託者報酬	11,487,393	16,804,456
未収運用受託報酬	4,674,225	5,814,654
未収投資助言報酬	331,543	317,567
未収収益	11,674	7,412
前払費用	480,129	724,591
その他	2,815,351	2,419,487
流動資産計	81,281,494	88,493,198
固定資産		
有形固定資産	1,278,455	1,119,327
建物	※1 1,006,793	※1 915,815
器具備品	※1 270,768	※1 202,902
建設仮勘定	894	609
無形固定資産	3,524,781	3,991,834
ソフトウェア	3,299,065	2,878,179
ソフトウェア仮勘定	221,784	1,109,723
電話加入権	3,931	3,931
投資その他の資産	9,482,127	11,153,554
投資有価証券	261,361	261,360
関係会社株式	5,299,196	5,299,196
長期差入保証金	1,302,402	1,324,203
繰延税金資産	2,508,004	3,676,823
その他	111,162	591,970
固定資産計	14,285,364	16,264,717
資産合計	95,566,859	104,757,915

(単位：千円)

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	3,702,906	3,730,283
未払金	4,803,140	7,337,541
未払収益分配金	966	846
未払償還金	9,999	9,999
未払手数料	4,582,140	6,889,193
その他未払金	210,034	437,502
未払費用	6,673,320	9,713,972
未払法人税等	4,090,268	4,199,922
未払消費税等	1,338,183	2,106,617
賞与引当金	1,373,328	1,789,597
役員賞与引当金	65,290	76,410
流動負債計	22,046,438	28,954,345
固定負債		
退職給付引当金	2,118,947	2,292,486
時効後支払損引当金	174,139	157,945
固定負債計	2,293,087	2,450,431
負債合計	24,339,526	31,404,777
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	49,674,383	51,800,187
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	49,551,090	51,676,893
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	17,871,090	19,996,893
株主資本計	71,227,341	73,353,144
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△7	△6
評価・換算差額等計	△7	△6
純資産合計	71,227,333	73,353,137
負債・純資産合計	95,566,859	104,757,915

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	営業収益	営業費用	営業収益計	営業費用計
営業収益				
委託者報酬	84,426,075		89,905,293	
運用受託報酬	16,912,305		17,640,234	
投資助言報酬	1,208,954		1,103,477	
その他営業収益	68,156		781,735	
			102,615,492	109,430,741
営業費用				
支払手数料	34,980,736		37,003,102	
広告宣伝費	340,791		424,598	
公告費	375		400	
調査費	25,132,268		30,794,092	
調査費	10,586,542		11,302,420	
委託調査費	14,545,725		19,491,671	
委託計算費	698,723		543,135	
営業雑経費	990,002		938,891	
通信費	44,209		46,358	
印刷費	738,330		680,272	
協会費	71,386		71,361	
諸会費	22,790		23,936	
支払販売手数料	113,286		116,962	
			62,142,897	69,704,220
一般管理費				
給料	10,817,861		10,586,117	
役員報酬	174,795		163,394	
給料・手当	9,087,800		9,030,562	
賞与	1,555,264		1,392,160	
交際費	40,436		8,168	
寄付金	8,906		7,757	
旅費交通費	320,037		50,081	
租税公課	651,265		912,570	
不動産賃借料	1,479,503		1,499,753	
退職給付費用	505,189		524,845	
固定資産減価償却費	882,526		1,078,185	
福利厚生費	44,352		44,004	
修繕費	1,843		777	
賞与引当金繰入額	1,373,328		1,789,597	
役員賞与引当金繰入額	65,290		76,410	
機器リース料	233		208	
事務委託費	3,625,424		3,793,883	
事務用消耗品費	104,627		68,534	
器具備品費	1,620		548	
諸経費	197,094		152,830	
			20,119,543	20,594,276
営業利益			20,353,050	19,132,244

(単位：千円)

	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	4,440		27,079	
受取配当金	11,185		2,356	
時効成立分配金・償還金	49,164		362	
投資信託償還益	5,528		—	
為替差益	—		7,314	
金銭の信託運用益	—		1,229,697	
受取負担金	297,886		—	
雑収入	7,394		13,505	
時効後支払損引当金戻入額	3,473		13,011	
営業外収益計		379,073		1,293,326
営業外費用				
為替差損	19,750		—	
投資信託償還損	1		3	
金銭の信託運用損	169,505		—	
システム解約料	31,680		—	
早期割増退職金	—		48,755	
雑損失	104		5	
営業外費用計		221,042		48,764
経常利益		20,511,082		20,376,806
特別利益				
投資有価証券売却益	1,169,758		—	
特別利益計		1,169,758		—
特別損失				
固定資産除却損	※1 16,085		※1 1,511	
特別損失計		16,085		1,511
税引前当期純利益		21,664,754		20,375,294
法人税、住民税及び事業税		7,045,579		7,418,311
法人税等調整額		△385,835		△1,168,820
法人税等合計		6,659,743		6,249,491
当期純利益		15,005,011		14,125,803

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 : 千円)

	株主資本										株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329		
当期変動額											
剰余金の配当							△11,280,000	△11,280,000	△11,280,000		
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011		
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)										—	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	3,725,011	3,725,011	3,725,011	
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341		

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			△11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△ 846,763	△ 846,763	△ 846,763
当期変動額合計	△ 846,763	△ 846,763	2,878,247
当期末残高	△ 7	△ 7	71,227,333

第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341
当期変動額									
剰余金の配当							△12,000,000	△12,000,000	△12,000,000
当期純利益							14,125,803	14,125,803	14,125,803
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,125,803	2,125,803	2,125,803
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	19,996,893	51,800,187	73,353,144

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 7	△ 7	71,227,333
当期変動額			
剰余金の配当			△12,000,000
当期純利益			14,125,803
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	1	1
当期変動額合計	1	1	2,125,804
当期末残高	△ 6	△ 6	73,353,137

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対する他の取扱いを定めることとされています。

(2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
建物	320,020	407,133
器具備品	949,984	978,763

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
建物	—	944
器具備品	9,609	566
ソフトウェア	6,475	—

(株主資本等変動計算書関係)

第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種 類株式					

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月16日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日
	A種種 類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第35期（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	—
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	—
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	—
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券	2,988	2,988	—
資産計	77,644,787	77,644,787	—
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	—
負債計	4,582,140	4,582,140	—

第36期（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	36,734,502	36,734,502	—
(2) 金銭の信託	25,670,526	25,670,526	—
(3) 未収委託者報酬	16,804,456	16,804,456	—
(4) 未収運用受託報酬	5,814,654	5,814,654	—
(5) 投資有価証券 その他の有価証券	1,990	1,990	—
資産計	85,026,130	85,026,130	—
(1) 未払手数料	6,889,193	6,889,193	—
負債計	6,889,193	6,889,193	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
①非上場株式	259,369	259,369
②関係会社株式	5,299,196	5,299,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期 (2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,548,165	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	—

第36期 (2021年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	36,734,502	—	—	—
(2) 金銭の信託	25,670,526	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,804,456	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	5,814,654	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1,990	—	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円、第36期の貸借対照表計上額5,299,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期（2020年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	—	—	—
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	2,988	3,000	△ 11
小計	2,988	3,000	△ 11
合計	2,988	3,000	△ 11

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第36期（2021年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	—	—	—
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	1,990	2,000	△ 9
小計	1,990	2,000	△ 9
合計	1,990	2,000	△ 9

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,298,377	1,169,758	—
投資信託	159,526	5,528	1

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	996	—	3

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,289,044	2,422,901
勤務費用	302,546	303,999
利息費用	2,087	2,180
数理計算上の差異の発生額	18,448	△4,319
退職給付の支払額	△187,749	△245,143
過去勤務費用の発生額	—	△1,567
その他	△1,476	1,567
退職給付債務の期末残高	2,422,901	2,479,619

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,422,901	2,479,619
未積立退職給付債務	2,422,901	2,479,619
未認識数理計算上の差異	△130,155	△84,264
未認識過去勤務費用	△173,798	△102,868
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,118,947	2,292,486
退職給付引当金	2,118,947	2,292,486
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,118,947	2,292,486

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	302,546	303,999
利息費用	2,087	2,180
数理計算上の差異の費用処理額	38,861	41,571
過去勤務費用の費用処理額	69,519	69,362
その他	△11,303	△7,720
確定給付制度に係る退職給付費用	401,711	409,394

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、当事業年度において48,755千円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～4.42%	1.00%～3.76%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103,477千円、当事業年度100,806千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	221,053	260,377
未払事業所税	10,778	10,711
賞与引当金	420,513	547,974
未払法定福利費	78,439	92,748
未払給与	10,410	8,535
受取負担金	47,781	—
運用受託報酬	331,395	1,410,516
資産除去債務	14,116	18,079
減価償却超過額（一括償却資産）	50,942	25,808
減価償却超過額	82,684	51,986
繰延資産償却超過額（税法上）	323,132	301,965
退職給付引当金	648,821	701,959
時効後支払損引当金	53,321	48,362
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	11,532	△5,283
その他有価証券評価差額金	<u>3</u>	<u>2</u>
繰延税金資産小計	<u>2,508,004</u>	<u>3,676,823</u>
評価性引当額	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産合計	<u>2,508,004</u>	<u>3,676,823</u>
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,508,004</u>	<u>3,676,823</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してペーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してペーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
流動資産	一千円	一千円
固定資産	94,605,736千円	84,609,003千円
資産合計	94,605,736千円	84,609,003千円
流動負債	一千円	一千円
固定負債	8,278,713千円	5,570,814千円
負債合計	8,278,713千円	5,570,814千円
純資産	86,327,023千円	79,038,188千円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	62,885,491千円	59,074,249千円
顧客関連資産	34,810,031千円	29,793,358千円

(2) 損益計算書項目

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業収益	一千円	一千円
営業利益	△8,954,439千円	△8,823,626千円
経常利益	△8,954,439千円	△8,823,626千円
税引前当期純利益	△9,111,312千円	△8,823,626千円
当期純利益	△7,536,465千円	△7,288,834千円
1株当たり当期純利益	△188,411円64銭	△182,220円85銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,149,555千円	5,016,672千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 及び 第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,793,912	未払手数料	1,112,061
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,294,840	未払手数料	1,231,431

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,435,839	未払手数料	1,457,765
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	12,767,199	未払手数料	2,524,882

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,780,683円32銭	1,833,828円44銭
1株当たり当期純利益金額	375,125円27銭	353,145円08銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純利益金額	15,005,011千円	14,125,803千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,005,011千円	14,125,803千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	40,000株 (24,490株) (15,510株)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注1) A種種類株式は、剩余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

たわらノーロード 先進国株式＜為替ヘッジあり＞

約款

アセットマネジメント One 株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、M S C I コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として海外の株式に実質的に投資し、M S C I コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり）に連動する投資成果をめざします。
- ② M S C I コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替フルヘッジを行います。当ファンドにおいて、為替予約取引を活用し為替ヘッジを行います。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥ 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲
経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配対象額についての分配方針
委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用方針
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金2,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については2,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債法」といいます。)に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

- ③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④第28条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

- 第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位または1円単位をもって、取得の申込みに応ずることができます。ただし、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第43条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
- ②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
 - ③前2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、信託契約締結日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円とします。
 - ④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。
 - ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第43条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配

金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第45条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えて、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受益権の譲渡にかかる記載または記録＞

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託である外国株式パッジ・ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
 8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

＜利害関係人等との取引等＞

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがつて、その指図を行います。

＜投資する株式等の範囲＞

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

＜信用取引の指図範囲＞

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行う

ことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

＜先物取引等の運用指図＞

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象

とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

＜スワップ取引の運用指図＞

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

＜金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図＞

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマ

ザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

＜デリバティブ取引等にかかる投資制限＞

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

＜有価証券の貸付の指図および範囲＞

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

＜特別な場合の外貨建有価証券への投資制限＞

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜外国為替予約取引の指図＞

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

＜信託業務の委託等＞

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受

託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混蔵寄託＞

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

＜一部解約の請求および有価証券の売却等の指図＞

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年10月12日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

＜信託財産に関する報告等＞

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の額および支弁の方法＞

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の20以内の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第42条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に對して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第44条 受益者が、収益分配金について第43条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第43条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第45条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜信託契約の一部解約＞

第46条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に對して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

- 第48条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

- 第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることができます。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

- 第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜約款の変更等＞

- 第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、

前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益によれば影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜公告＞

第55条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用報告書に記載すべき事項の提供＞

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

＜質権口記載または記録の受益権の取扱い＞

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜約款に関する疑義の取扱い＞

第58条 この約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

- 第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第3条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第4条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成28年10月3日 (信託契約締結日)

委託者 アセットマネジメント One 株式会社
受託者 みずほ信託銀行株式会社

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に海外の株式に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（3）投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第 20 条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第 21 条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 22 条の範囲で行います。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナー、債券等エクスポートナーおよびデリバティブ等エクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。